

神戸市市民福祉調査委員会 介護保険専門分科会 企画・調査部会
2024 年度第 1 回「総合事業サービスワーキンググループ」次第

1 日 時 2025 年 2 月 7 日（金）午前 10 時 00 分 ～ 午前 11 時 30 分

2 場 所 神戸市役所 1 号館 8 階 大会議室

3 次 第

(1) 開 会

(2) 定足数の確認

(3) 座長の選任

(4) 議事

① 介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況報告

② 総合事業ガイドラインの一部改正について

③ ケアマネジメントの更なる簡素化について

(5) 閉 会

〈配布資料〉

資料 1． 神戸市が行う総合事業のサービス

資料 2． 神戸市介護保険制度の実施状況

資料 3． 通所サービスの利用者負担の見直し

資料 4． 総合事業ガイドラインの一部改正について

資料 5． ケアマネジメントの更なる簡素化について

参考資料 1． 神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会企画・調査部会
「総合事業サービスワーキンググループ」委員名簿

参考資料 2． 神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会運営要綱

参考資料 3． 神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会企画・調査部会
ワーキンググループ設置要綱

参考資料 4． 前回（2022 年度第 2 回）議事録

神戸市が行う総合事業のサービス

資料 1

要支援1・2
の方が利用

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業

予防給付
(全国一律
の基準)

(ホームヘルプ)
訪問介護

(デイサービス)
通所介護

地域支援
事業

介護
予防
事業

訪問型サービス	名称	実施方法	内容	利用者負担	利用者数	事業所 (団体)数
	介護予防 訪問サービス (従前の訪問介護相当)	指定	従来の介護予防訪問介護と同様ヘルパーにより、身体介護と掃除・買物などの生活援助を提供	利用頻度 によって	令和6年9月 約7,850名	令和6年9月 558
	生活支援 訪問サービス (訪問型サービス・活動A)	指定	従事者の資格要件を緩和し、市の定める研修を修了した方等により、掃除・買物などの生活援助を提供	介護予防 訪問サービス の8割	令和6年9月 約2,350名 (全体の約23%)	令和6年9月 303
	住民主体 訪問サービス (訪問型サービス・活動B)	補助	NPO法人等の有償ボランティアによる、掃除・買物などの生活援助	サービス提供 者が設定	令和6年10月 59人	令和6年10月 6団体
通所型サービス	名称	実施方法	内容	利用者負担	利用者数	事業所 (箇所)数
	介護予防 通所サービス (従前の通所介護相当)	指定	従来の介護予防通所介護と同様	利用頻度によ って	令和6年9月 約12,500名	令和6年9月 437
	フレイル改善 通所サービス (通所型サービス・活動C)	委託	フレイル改善のための栄養(食・口腔)、運動、社会参加をバランスよく取り入れたプログラムを提供	1回200円 (月800円)	令和6年12月 149名	令和6年12月 34箇所
一般介護予防事業	名称	内容			実績	
	地域拠点型一般 介護予防事業	地域福祉センター、集会所等で週1回2.5～4時間、体操やレクリエーション、給食、専門職による介護予防講座等、様々なメニューを提供			令和6年4月1日時点 88ヶ所で実施	
	つどいの場 支援事業	月一回以上、通年開催などの要件を満たす通いの場を運営する団体に対して、場所代などの運営費の一部を補助			令和6年12月1日 263箇所決定	
	フレイル予防 支援事業	集団で行う簡易なフレイルチェックや、フレイル予防のための栄養(食・口腔)、運動、社会参加についてのアドバイスを行う 1回90分以上			令和6年度(12月末時点) 計66回実施、 763人(実人数)	
一般介護予防事業	K O B E シニア 元気ポイント事業	高齢者施設において高齢者施設等で掃除、洗濯物の整理などの活動を行った高齢者に、ポイントを交付し、換金を行う			令和6年12月末現在 登録者数 3,458人 参加施設数 380施設	

令和 7 年 1 月 6 日
 (国保連合会の令和 6 年 11 月審査
 分までの給付実績情報等に基づき、
 令和 6 年 9 月末までの状況を取り
 まとめたもの)

神戸市介護保険制度の実施状況

1. 高齢化の状況	1
2. 要介護認定等の状況	2
(1) 要介護認定の申請、基本チェックリストの実施状況	2
(2) 要介護認定者数・事業対象者数の推移	3
3. 介護保険サービスの利用状況	4
(1) サービス利用者数等の推移	4
(2) 要介護度別サービス利用者の状況	4
(3) サービス毎の利用状況と推移	5
4. 在宅サービスの種類別利用状況	9
(1) サービス種類別利用人数の推移	9
(2) サービス種類別利用者割合	9
(3) 要介護度別サービス利用者割合	10
(4) 要介護度別支給限度額に対する利用割合の推移	10
5. 指定事業者等・定員数の推移等	11
6. 介護給付費の支払状況	14
7. 保険料の収納状況等	15
(1) 介護保険料収納状況	15
(2) 保険料減免の状況	15
(3) 利用料軽減措置の状況	16
8. 事業者指導・監査の状況	16

令和 7 年 1 月

介 護 保 険 課

介護保険の実施状況（平成12年4月～令和6年9月）

1. 高齢化の状況
（全市）

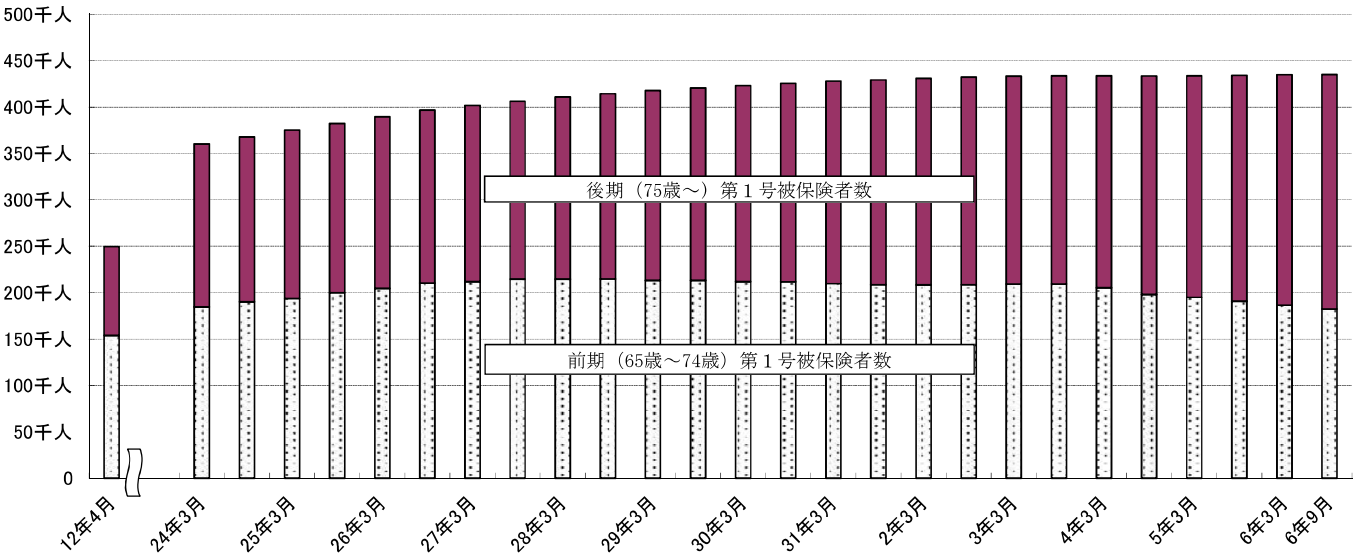
	12年4月末	30年3月末	31年3月末	02年3月末	03年3月末	04年3月末	05年3月末	06年3月末	06年9月末
神戸市人口	1,508,944人 (100)	1,537,703人 (102)	1,532,857人 (102)	1,529,092人 (101)	1,521,615人 (101)	1,510,704人 (100)	1,503,386人 (100)	1,494,661人 (99)	1,493,990人 (99)
第1号被保険者数	249,658人 (100)	422,933人 (169)	427,683人 (171)	430,818人 (173)	432,999人 (173)	433,564人 (174)	433,448人 (174)	434,595人 (174)	434,996人 (174)
65歳～74歳	153,875人 (100)	211,950人 (138)	209,672人 (136)	208,193人 (135)	209,363人 (136)	205,229人 (133)	194,834人 (127)	186,330人 (121)	182,360人 (119)
75歳～	95,783人 (100)	210,983人 (220)	218,011人 (228)	222,625人 (232)	223,636人 (233)	228,335人 (238)	238,614人 (249)	248,265人 (259)	252,636人 (264)
第2号被保険者数	529,848人 (100)	519,789人 (98)	520,017人 (98)	520,376人 (98)	520,398人 (98)	519,906人 (98)	519,760人 (98)	518,357人 (98)	518,307人 (98)
第1号被保険者数／神戸市人口	16.5%	27.5%	27.9%	28.2%	28.5%	28.7%	28.8%	29.1%	29.1%

注1 神戸市人口は、「住民基本台帳＋外国人登録」記載の人数に基づく

注2 第1号被保険者数には、市外の介護保険施設に入所している住所地特例者の人数を含む

注3 第2号被保険者数は、「住民基本台帳＋外国人登録」に記載する40歳～64歳までの人数

注4 （ ）は、平成12年4月末時点を100とした場合の指数



（行政区別）

令和6年9月末現在 【単位：人】

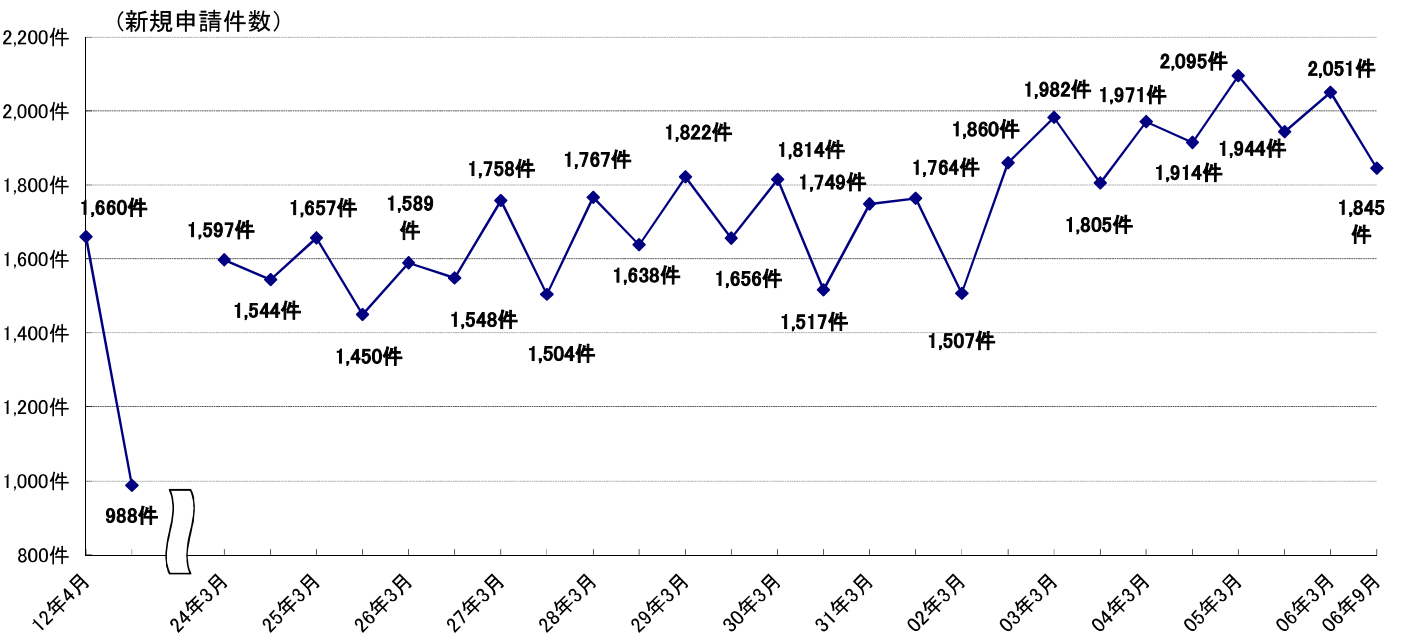
	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区	合計
区別人口	210,302	131,995	140,532	109,893	208,457	94,894	155,221	211,094	231,602	1,493,990
第1号被保険者数	54,218	33,745	32,490	29,915	67,285	31,119	51,473	64,961	69,790	434,996
65歳～74歳	23,183	13,794	13,977	11,906	27,555	12,113	20,480	25,887	33,465	182,360
75歳～	31,035	19,951	18,513	18,009	39,730	19,006	30,993	39,074	36,325	252,636
第1号被保険者数／ 区別人口（％）	25.8%	25.6%	23.1%	27.2%	32.3%	32.8%	33.2%	30.8%	30.1%	29.1%

2. 要介護認定等の状況

(1) 要介護認定の申請、基本チェックリストの実施状況

	11年度中	12年4月	30年3月	31年3月	02年3月	03年3月	04年3月	05年3月	06年3月	06年9月
要介護等認定申請者数	29,455人	1,843人	6,590人	7,183人	6,337人	6,307人	7,140人	6,904人	6,104人	5,594人
うち新規申請		1,660人	1,814人	1,749人	1,507人	1,982人	1,971人	2,095人	2,051人	1,845人
基本チェックリスト実施人数	—	—	114人	36人	68人	91人	76人	88人	78人	102人
うち新規実施	—	—	114人	36人	68人	80人	62人	76人	69人	88人

注1 基本チェックリスト実施人数には、要介護認定申請と同時に行い、要介護認定を受けた方を含む。



新規申請者に対する判定結果 (令和6年9月に判定結果が出たもの)

区 分	非該当	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
人 数	92人	540人	353人	276人	129人	85人	105人	75人	1,655人

新規基本チェックリスト実施者に対する判定結果 (令和6年9月に判定結果が出たもの)

	非該当	該当
事業対象者	3人	60人

(2) 要介護認定者数・事業対象者数の推移

	12年4月末	30年3月末	31年3月末	02年3月末	03年3月末	04年3月末	05年3月末	06年3月末	06年9月末
要介護等認定者数	26,040人 (100) [100%]	86,077人 (331) [100%]	89,072人 (342) [100%]	91,144人 (350) [100%]	91,755人 (352) [100%]	93,163人 (358) [100%]	94,126人 (361) [100%]	96,146人 (369) [100%]	97,767人 (375) [100%]
要支援 1	3,445人 (100) [13.2%]	17,126人 (497) [19.9%]	18,417人 (535) [20.7%]	18,280人 (531) [20.1%]	18,368人 (533) [20.0%]	19,017人 (552) [20.4%]	19,474人 (565) [20.7%]	20,095人 (583) [20.9%]	20,400人 (592) [20.9%]
要支援 2	— —	16,704人 [19.4%]	17,613人 [19.8%]	18,561人 [20.4%]	18,018人 [19.6%]	18,008人 [19.3%]	18,469人 [19.6%]	18,982人 [19.7%]	19,418人 [19.9%]
要介護 1	7,151人 (100) [27.5%]	13,080人 (183) [15.2%]	13,491人 (189) [15.1%]	14,069人 (197) [15.4%]	15,145人 (212) [16.5%]	15,506人 (217) [16.6%]	15,799人 (221) [16.8%]	16,277人 (228) [16.9%]	16,569人 (232) [16.9%]
要介護 2	5,088人 (100) [19.5%]	12,624人 (248) [14.7%]	12,767人 (251) [14.3%]	12,969人 (255) [14.2%]	12,765人 (251) [13.9%]	12,549人 (247) [13.5%]	12,367人 (243) [13.1%]	12,514人 (246) [13.0%]	12,860人 (253) [13.2%]
要介護 3	3,782人 (100) [14.5%]	10,115人 (267) [11.8%]	10,174人 (269) [11.4%]	10,328人 (273) [11.3%]	10,450人 (276) [11.4%]	10,573人 (280) [11.3%]	10,355人 (274) [11.0%]	10,395人 (275) [10.8%]	10,555人 (279) [10.8%]
要介護 4	3,551人 (100) [13.6%]	9,453人 (266) [11.0%]	9,535人 (269) [10.7%]	9,850人 (277) [10.8%]	10,251人 (289) [11.2%]	10,552人 (297) [11.3%]	10,704人 (301) [11.4%]	10,901人 (307) [11.3%]	11,117人 (313) [11.4%]
要介護 5	3,023人 (100) [11.6%]	6,975人 (231) [8.1%]	7,075人 (234) [7.9%]	7,087人 (234) [7.8%]	6,758人 (224) [7.4%]	6,958人 (230) [7.5%]	6,958人 (230) [7.4%]	6,982人 (231) [7.3%]	6,848人 (227) [7.0%]
第1号被保険者	25,312人	84,550人	87,540人	89,599人	90,217人	91,636人	92,635人	94,641人	96,263人
第2号被保険者	728人	1,527人	1,532人	1,545人	1,538人	1,527人	1,491人	1,505人	1,504人
第1号被保険者中の 認定者割合 (%)	10.1%	20.0%	20.5%	20.8%	20.8%	21.1%	21.4%	21.8%	22.1%

※ () は、平成12年4月末時点を100とした場合の指数

[] は、構成比（端数整理の関係で合計が100%にならないことがある。）

	29年4月末	30年3月末	31年3月末	02年3月末	03年3月末	04年3月末	05年3月末	06年3月末	06年9月末
事業対象者数	51人 (100)	712人 (1,396)	1,147人 (2,249)	1,231人 (2,414)	1,281人 (2,512)	1,317人 (2,582)	1,475人 (2,892)	1,546人 (3,031)	1,520人 (2,980)
第1号被保険者中の 事業対象者割合 (%)	—	0.17%	0.27%	0.29%	0.30%	0.30%	0.34%	0.36%	0.35%

※ () は、平成29年4月末時点を100とした場合の指数

３．介護保険サービスの利用状況

（１）サービス利用者数等の推移

		12年4月	30年3月	31年3月	02年3月	03年03月	04年3月	05年3月	06年3月	06年9月
サービス利用者数	(a) 在宅サービス	13,767人 (100)	58,687人 (426)	61,027人 (443)	62,142人 (451)	63,713人 (463)	64,277人 (467)	65,846人 (478)	67,087人 (487)	68,446人 (497)
	(うち総合事業)	—	20,830人	21,863人	21,080人	20,997人	20,733人	21,882人	22,572人	22,668人
	(b) 施設サービス	6,899人 (100)	10,241人 (148)	10,152人 (147)	10,404人 (151)	10,301人 (149)	10,461人 (152)	10,603人 (154)	10,781人 (156)	10,879人 (158)
	(c) 重複分	167人 (100)	324人 (194)	354人 (212)	354人 (212)	300人 (180)	318人 (190)	380人 (228)	351人 (210)	330人 (198)
	(d) 実数 (a)+(b)-(c)	20,499人 (100)	68,604人 (335)	70,825人 (346)	72,192人 (352)	73,714人 (360)	74,420人 (363)	76,069人 (371)	77,517人 (378)	78,995人 (385)
	(e) 要介護認定者数	26,040人	86,077人	89,072人	91,144人	91,755人	93,163人	94,126人	96,146人	97,767人
(f) 事業対象者数		—	712人	1,147人	1,231人	1,281人	1,317人	1,475人	1,546人	1,520人
サービス利用率 (d)÷((e)+(f))		78.7%	79.0%	78.5%	78.2%	79.2%	78.8%	79.6%	79.3%	79.6%

注1 兵庫県国保連合会給付実績情報等において、令和6年11月審査分までのデータに基づき作成したもので、月遅れ請求の存在等により、今後も変動する。

注2 「(c)重複分」は、同じ月内に在宅サービスと施設サービスの両方を利用した者の人数

注3 「総合事業」は、介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス、介護予防通所サービスを利用した者の人数

注4 () は、平成12年4月分を100とした場合の指数

（２）要介護度別サービス利用者の状況

令和6年9月分

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	事業対象者
サービス利用者数	(a) 在宅サービス	13,115人	15,071人	13,352人	10,414人	6,583人	5,594人	3,330人	67,459人	—
	構成割合	19.4%	22.3%	19.8%	15.4%	9.8%	8.3%	4.9%	100.0%	—
	(うち総合事業)	9,867人	11,814人	0人	0人	0人	0人	0人	21,681人	987人
	(b) 施設サービス	0人	0人	519人	1,123人	2,932人	3,927人	2,378人	10,879人	—
	構成割合	0.0%	0.0%	4.8%	10.3%	27.0%	36.1%	21.9%	100.0%	—
	(c) 重複分	0人	0人	38人	53人	105人	89人	45人	330人	—
	構成割合	0.0%	0.0%	11.5%	16.1%	31.8%	27.0%	13.6%	100.0%	—
	(d) 実数 (a)+(b)-(c)	13,115人	15,071人	13,833人	11,484人	9,410人	9,432人	5,663人	78,008人	987人
	構成割合	16.8%	19.3%	17.7%	14.7%	12.1%	12.1%	7.3%	100.0%	100.0%
	(e) 要介護認定者数	20,400人	19,418人	16,569人	12,860人	10,555人	11,117人	6,848人	97,767人	—
(f) 事業対象者数		—	—	—	—	—	—	—	—	1,520人
サービス利用率 (d)÷((e)+(f))		64.3%	77.6%	83.5%	89.3%	89.2%	84.8%	82.7%	79.8%	64.9%

注1 兵庫県国保連合会給付実績情報等において、令和6年11月審査分までのデータに基づき作成したもので、月遅れ請求の存在等により、今後も変動する。

注2 「(c)重複分」は、同じ月内に在宅サービスと施設サービスの両方を利用した者の人数

注3 「総合事業」は、介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス、介護予防通所サービスを利用した者の人数

(3) サービス毎の利用状況と推移

① (在宅サービス)

	12年4月	30年3月	31年3月	02年3月	03年03月	04年03月	05年3月	06年3月	06年9月
訪問介護	6,593人 (100)	13,617人 (207)	13,567人 (206)	13,616人 (207)	13,757人 (209)	13,865人 (210)	13,786人 (209)	13,657人 (207)	13,905人 (211)
(総合事業含)	—	24,769人	24,840人	24,847人	24,586人	24,456人	24,387人	24,046人	24,091人
うち介護予防サービス (要支援者に対するサービス)	1,439人 (100)	112人 (8)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
訪問入浴介護	780人 (100)	869人 (111)	840人 (108)	825人 (106)	958人 (123)	950人 (122)	933人 (120)	880人 (113)	878人 (113)
	2,430回 (100)	4,446回 (183)	4,252回 (175)	4,265回 (176)	4,974回 (205)	4,921回 (203)	4,829回 (199)	4,653回 (191)	4,502回 (185)
	3.1回/人	5.1回/人	5.1回/人	5.2回/人	5.2回/人	5.2回/人	5.2回/人	5.3回/人	5.1回/人
うち介護予防サービス (要支援者に対するサービス)	0人 —	8人 —	10人 —	5人 —	9人 —	6人 —	11人 —	9人 —	8人 —
訪問看護	2,523人 (100)	9,833人 (390)	10,651人 (422)	11,704人 (464)	12,780人 (507)	13,632人 (540)	14,470人 (574)	15,327人 (607)	15,952人 (632)
	12,279回 (100)	99,500回 (810)	102,377回 (834)	114,822回 (935)	135,882回 (1,107)	139,105回 (1,133)	145,146回 (1,182)	144,355回 (1,176)	146,722回 (1,195)
	4.9回/人	10.1回/人	9.6回/人	9.8回/人	10.6回/人	10.2回/人	10.0回/人	9.4回/人	9.2回/人
うち介護予防サービス (要支援者に対するサービス)	62人 (100)	2,386人 (3,848)	2,716人 (4,381)	3,207人 (5,173)	3,457人 (5,576)	3,723人 (6,005)	4,183人 (6,747)	4,528人 (7,303)	4,666人 (7,526)
訪問 リハビリテーション	128人 (100)	1,247人 (974)	1,572人 (1,228)	1,687人 (1,318)	1,828人 (1,428)	1,876人 (1,466)	1,985人 (1,551)	2,057人 (1,607)	2,074人 (1,620)
	386回 (100)	15,856回 (4,108)	19,298回 (4,999)	20,750回 (5,376)	23,848回 (6,178)	24,000回 (6,218)	26,050回 (6,749)	24,952回 (6,464)	24,856回 (6,439)
	3.0回/人	12.7回/人	12.3回/人	12.3回/人	13.0回/人	12.8回/人	13.1回/人	12.1回/人	12.0回/人
うち介護予防サービス (要支援者に対するサービス)	2人 (100)	316人 (15,800)	427人 (21,350)	479人 (23,950)	532人 (26,600)	559人 (27,950)	625人 (31,250)	707人 (35,350)	728人 (36,400)
居宅療養 管理指導	2,051人 (100)	10,714人 (522)	12,036人 (587)	12,647人 (617)	14,280人 (696)	14,936人 (728)	16,026人 (781)	16,744人 (816)	17,713人 (864)
	3,034回 (100)	34,787回 (1,147)	19,289回 (636)	19,520回 (643)	23,527回 (775)	24,498回 (807)	26,769回 (882)	28,686回 (945)	30,607回 (1,009)
	1.5回/人	3.2回/人	1.6回/人	1.5回/人	1.6回/人	1.6回/人	1.7回/人	1.7回/人	1.7回/人
うち介護予防サービス (要支援者に対するサービス)	74人 (100)	1,282人 (1,732)	1,525人 (2,061)	1,661人 (2,245)	1,883人 (2,545)	1,878人 (2,538)	2,111人 (2,853)	2,246人 (3,035)	2,394人 (3,235)
福祉用具貸与	535人 (100)	27,980人 (5,230)	29,463人 (5,507)	30,805人 (5,758)	31,959人 (5,974)	33,040人 (6,176)	33,936人 (6,343)	34,581人 (6,464)	35,749人 (6,682)
	1,392品目 (100)	100,562品目 (7,224)	106,999品目 (7,687)	113,624品目 (8,163)	120,143品目 (8,631)	126,722品目 (9,104)	131,751品目 (9,465)	135,609品目 (9,742)	141,819品目 (10,188)
	2.6品目/人	3.6品目/人	3.6品目/人	3.7品目/人	3.8品目/人	3.8品目/人	3.9品目/人	3.9品目/人	4.0品目/人
うち介護予防サービス (要支援者に対するサービス)	10人 (100)	9,498人 (94,980)	10,444人 (104,440)	11,157人 (111,570)	11,507人 (115,070)	12,071人 (120,710)	12,872人 (128,720)	13,382人 (133,820)	13,707人 (137,070)

	12年4月	30年3月	31年3月	02年3月	03年03月	04年03月	05年3月	06年3月	06年9月
通所介護	5,536人 (100)	14,915人 (269)	15,027人 (271)	14,765人 (267)	14,475人 (261)	14,050人 (254)	14,742人 (266)	14,947人 (270)	15,209人 (275)
(総合事業含)	—	24,592人	25,612人	24,608人	24,643人	24,192人	26,023人	27,129人	27,691人
うち介護予防サービス (要支援者に対する サービス)	899人 (100)	168人 (19)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
通所 リハビリテーション	1,955人 (100)	6,157人 (315)	6,546人 (335)	6,388人 (327)	6,315人 (323)	6,068人 (310)	6,331人 (324)	6,554人 (335)	6,802人 (348)
うち介護予防サービス (要支援者に対する サービス)	124人 (100)	2,049人 (1,652)	2,359人 (1,902)	2,336人 (1,884)	2,375人 (1,915)	2,307人 (1,860)	2,492人 (2,010)	2,678人 (2,160)	2,757人 (2,223)
短期入所 生活介護	1,345人 (100)	3,618人 (269)	3,523人 (262)	3,311人 (246)	3,177人 (236)	3,095人 (230)	3,332人 (248)	3,360人 (250)	3,301人 (245)
	9,936日 (100)	43,872日 (442)	43,288日 (436)	42,640日 (429)	43,171日 (434)	40,887日 (412)	42,281日 (426)	43,171日 (434)	39,771日 (400)
	7.4日/人	12.1日/人	12.3日/人	12.9日/人	13.6日/人	13.2日/人	12.7日/人	12.8日/人	12.0日/人
うち介護予防サービス (要支援者に対する サービス)	22人 (100)	117人 (532)	114人 (518)	94人 (427)	89人 (405)	97人 (441)	105人 (477)	113人 (514)	104人 (473)
短期入所 療養介護	162人 (100)	691人 (427)	725人 (448)	658人 (406)	616人 (380)	555人 (343)	631人 (390)	635人 (392)	568人 (351)
	1,085日 (100)	5,860日 (540)	6,356日 (586)	6,128日 (565)	5,507日 (508)	4,924日 (454)	5,142日 (474)	5,256日 (484)	4,286日 (395)
	6.7日/人	8.5日/人	8.8日/人	9.3日/人	8.9日/人	8.9日/人	8.1日/人	8.3日/人	7.5日/人
うち介護予防サービス (要支援者に対する サービス)	2人 (100)	15人 (750)	17人 (850)	14人 (700)	12人 (600)	10人 (500)	11人 (550)	10人 (500)	8人 (400)
特定施設 入居者生活介護	217人 (100)	4,219人 (1,944)	4,499人 (2,073)	4,705人 (2,168)	4,823人 (2,223)	4,886人 (2,252)	5,017人 (2,312)	5,163人 (2,379)	5,257人 (2,423)
うち介護予防サービス (要支援者に対する サービス)	21人 (100)	932人 (4,438)	1,042人 (4,962)	1,081人 (5,148)	1,067人 (5,081)	1,056人 (5,029)	1,066人 (5,076)	1,095人 (5,214)	1,158人 (5,514)
居宅介護支援	13,225人 (100)	40,565人 (307)	42,249人 (319)	43,649人 (330)	44,950人 (340)	45,548人 (344)	47,028人 (356)	47,911人 (362)	48,859人 (369)
うち要支援者に対する サービス	2,272人 (100)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
うち介護予防支援	— —	12,538人 (552)	13,574人 (597)	14,464人 (637)	15,042人 (662)	15,419人 (679)	16,607人 (731)	17,404人 (766)	17,732人 (780)

注1 兵庫県国保連合会給付実績情報等において、令和6年11月審査分までのデータに基づき作成したもので、
月遅れ請求の存在等により、今後変動する。

注2 () は、平成12年4月分を100とした場合の指数

注3 「訪問介護」欄の「(総合事業含)」欄は、居宅サービスの「訪問看護」に総合事業の「介護予防訪問サービス」と
「生活支援訪問サービス」を加えた人数

注4 「通所介護」欄の「(総合事業含)」欄は、居宅サービスの「通所介護」に総合事業の「介護予防通所サービス」を加えた人数

	12年4月	30年3月	31年3月	02年3月	03年3月	04年3月	05年3月	06年3月	06年9月
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	149人	182人	189人	215人	239人	333人	381人	459人
夜間対応型訪問介護	—	3人	1人	1人	2人	2人	3人	4人	6人
認知症対応型通所介護	—	489人	538人	558人	582人	536人	581人	598人	579人
小規模多機能型居宅介護	—	833人	836人	848人	859人	917人	875人	801人	839人
認知症対応型共同生活介護	17人 (100)	2,152人 (12,659)	2,254人 (13,259)	2,456人 (14,447)	2,456人 (14,447)	2,496人 (14,682)	2,575人 (15,147)	2,588人 (15,224)	2,654人 (15,612)
小規模特別養護老人ホーム	—	595人	611人	632人	642人	661人	663人	699人	670人
看護小規模多機能型居宅介護	—	127人	154人	211人	248人	256人	292人	301人	291人

注1 兵庫県国保連合会給付実績情報等において、令和6年11月審査分までのデータに基づき作成したもので、月遅れ請求の存在等により、今後も変動する。

注2 () は、平成12年4月分を100とした場合の指数

②（施設サービス）

	12年4月	30年3月	31年3月	02年3月	03年3月	04年3月	05年3月	06年3月	06年9月
特別養護老人ホーム	4,122人 (100)	5,679人 (138)	5,772人 (140)	6,200人 (150)	6,258人 (152)	6,519人 (158)	6,662人 (162)	6,872人 (167)	6,861人 (166)
うち小規模特別養護老人ホーム(再掲)	—	595人	611人	632人	642人	661人	663人	699人	670人
介護老人保健施設	1,987人 (100)	4,859人 (245)	4,738人 (238)	4,761人 (240)	4,645人 (234)	4,575人 (230)	4,584人 (231)	4,634人 (233)	4,714人 (237)
介護療養型医療施設	842人 (100)	322人 (38)	282人 (33)	102人 (12)	76人 (9)	66人 (8)	70人 (8)	0人 (0)	0人 (0)
介護医療院	—	—	9人	207人 (100)	339人 (164)	375人 (181)	366人 (177)	450人 (217)	456人 (220)

注1 兵庫県国保連合会給付実績情報等において、令和6年11月審査分までのデータに基づき作成したもので、月遅れ請求の存在等により、今後も変動する。

注2 () は、平成12年4月分を100とした場合の指数

「介護医療院」は、平成30年10月より開始。() は、令和2年3月分を100とした場合の指数

注3 平成12年4月分の老人保健施設の利用者数は、老人保健施設のショートステイの利用者数を含む

③（住宅改修及び福祉用具購入）

	12年度	29年度	30年度	元年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度 4月～9月
住宅改修	2,185件 (100)	7,327件 (335)	7,353件 (337)	7,276件 (333)	6,829件 (313)	6,800件 (311)	6,835件 (313)	6,865件 (314)	3,775件 (173)
福祉用具購入	3,395件 (100)	6,566件 (193)	6,240件 (184)	6,362件 (187)	6,608件 (195)	6,383件 (188)	6,486件 (191)	6,398件 (188)	3,649件 (107)

注1 年度区分は支給決定月に基づく(利用年度ではない)

注2 () は、平成12年度を100とした場合の指数

④（市町村特別給付）

	20年度	29年度	30年度	元年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度 3月～8月
ミドルステイ	21件	6件	3件	4件	18件	5件	0件	1件	3件
緊急ショートステイ	0件	0件	2件	1件	1件	0件	0件	0件	0件
緊急一時保護	—	1件	3件	1件	0件	3件	0件	0件	0件
災害時ショートステイ	—	—	—	—	—	1件	4件	0件	0件

注1 3月～翌年2月分の利用実績

⑤（総合事業）

	29年4月	30年3月	31年3月	02年3月	03年3月	04年3月	05年3月	06年3月	06年9月
介護予防 訪問サービス	635人 (100)	10,646人 (1,677)	9,450人 (1,488)	9,174人 (1,445)	8,775人 (1,382)	8,360人 (1,317)	8,217人 (1,294)	8,029人 (1,264)	7,849人 (1,236)
生活支援 訪問サービス	80人 (100)	506人 (633)	1,823人 (2,279)	2,057人 (2,571)	2,054人 (2,568)	2,231人 (2,789)	2,384人 (2,980)	2,360人 (2,950)	2,337人 (2,921)
住民主体 訪問サービス	0人 —	9人 (100)	41人 (456)	56人 (622)	57人 (633)	37人 (411)	56人 (622)	57人 (633)	59人 (656)
介護予防 通所サービス	542人 (100)	9,677人 (1,785)	10,585人 (1,953)	9,843人 (1,816)	10,168人 (1,876)	10,142人 (1,871)	11,281人 (2,081)	12,182人 (2,248)	12,482人 (2,303)
短期集中 通所サービス	— —	70人 —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
フレイル改善 通所サービス	— —	— —	91人 —	116人 (100)	90人 (78)	148人 (128)	165人 (142)	115人 (99)	78人 (87)

注1 「介護予防訪問サービス」「生活支援訪問サービス」「介護予防通所サービス」については、兵庫県国保連合会給付実績情報等を令和6年11月審査分までのデータに基づき作成したもので、月遅れ請求の存在等により、今後変動する。

注2 () は、平成29年4月分を100とした場合の指数

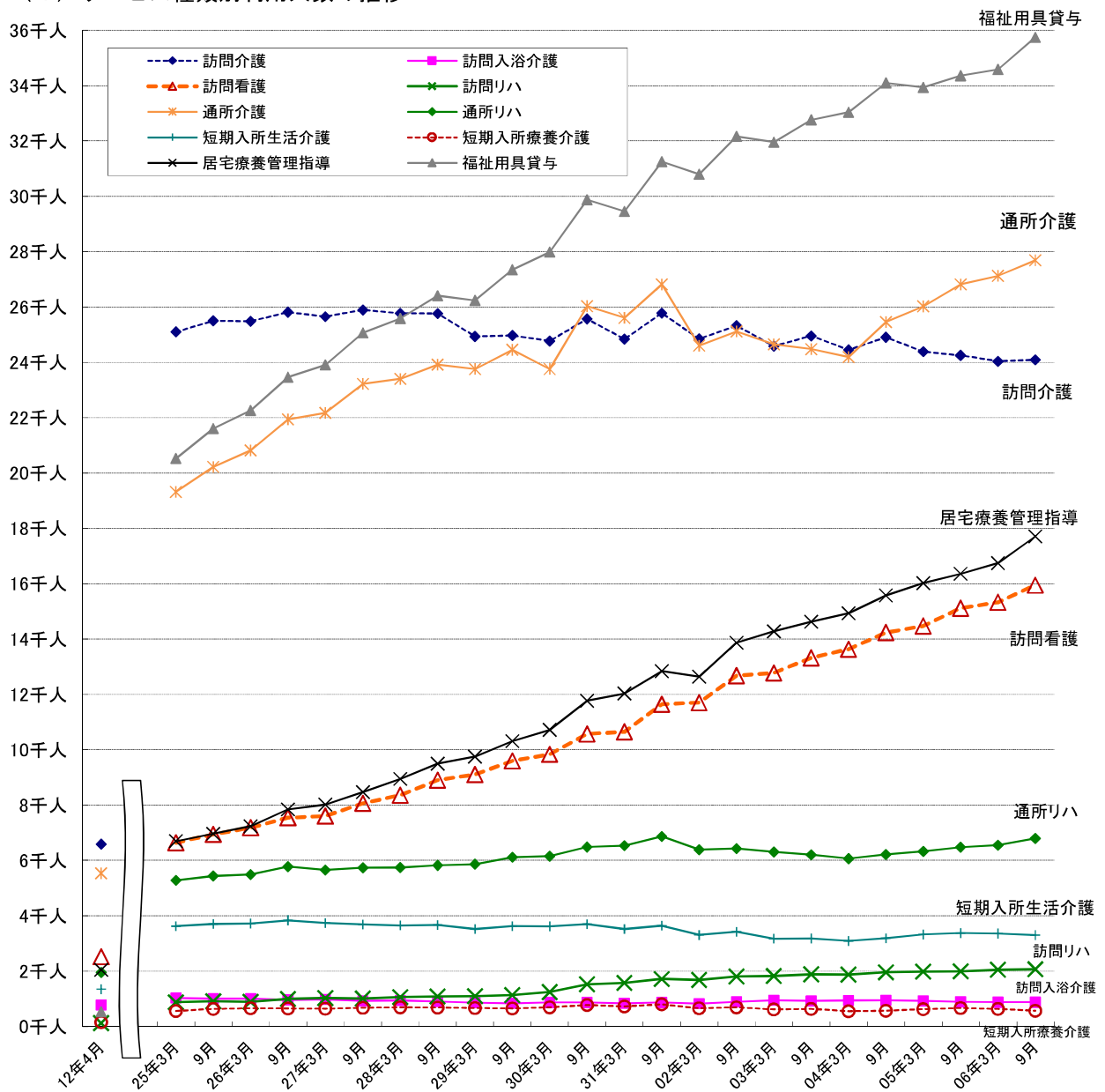
「住民主体訪問サービス」の() は、平成30年3月分を100とした場合の指数

「フレイル改善通所サービス」は、平成30年10月より開始。() は、令和2年3月分を100とした場合の指数

注3 「短期集中通所サービス」は、平成29年7月より開始。平成30年12月終了

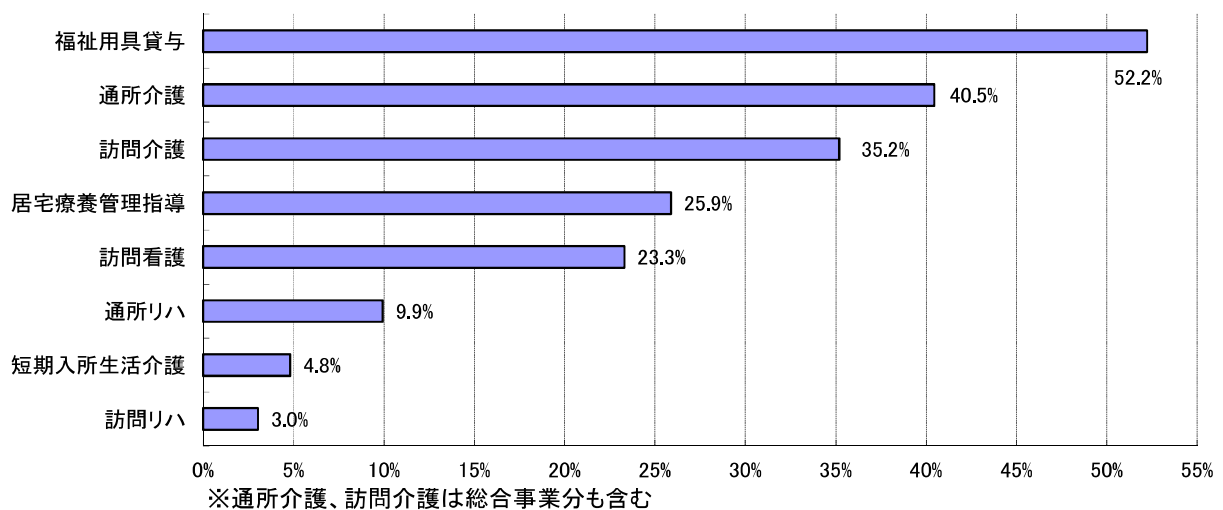
4. 在宅サービスの種類別利用状況

(1) サービス種類別利用人数の推移



(2) サービス種類別利用者割合（各サービス利用者数／在宅サービス利用者総数）

令和6年9月利用分



(各サービスの利用者数／在宅サービス利用者総数)

Figure 1: Line graph showing the percentage of various support services for elderly people across seven stages: 要支援1, 要支援2, 要介護1, 要介護2, 要介護3, 要介護4, and 要介護5. The services include 訪問介護, 福祉用具, 通所介護, 居宅療養管理指導, 訪問看護, 通所リハ, 短期入所生活介護, 訪問リハ, 訪問入浴, and 短期入所療養介護. The graph shows that as the level of care increases, the percentage of services provided generally increases, with 居宅療養管理指導 and 福祉用具 showing the most significant growth.

サービス	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
訪問介護	32%	38%	34%	37%	34%	36%	41%
福祉用具	38%	58%	37%	66%	65%	67%	68%
通所介護	43%	41%	50%	41%	34%	26%	21%
居宅療養管理指導	7%	10%	28%	33%	43%	55%	71%
訪問看護	11%	21%	24%	30%	29%	33%	37%
通所リハ	9%	10%	9%	12%	11%	10%	8%
短期入所生活介護	0%	0%	4%	6%	13%	12%	10%
訪問リハ	2%	4%	2%	4%	4%	5%	6%
訪問入浴	0%	0%	0%	1%	2%	5%	15%
短期入所療養介護	0%	0%	1%	1%	2%	2%	4%

経過の 要支援1 要支援2 要介護1
要介護2 要介護3 要介護4 要介護5

12年4月 25年3月 9月 26年3月 9月 27年3月 9月 28年3月 9月 29年3月 9月 30年3月 9月 31年3月 9月 02年3月 9月 03年3月 9月 04年3月 9月 05年3月 9月 06年3月 9月

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	全 体
利用率	45.7%	39.6%	50.1%	60.8%	66.1%	69.9%	78.2%	57.9%

5. 指定事業者等・定員数の推移等

①（在宅サービス）

		12年3月	30年3月	31年3月	02年3月	03年3月	04年3月	05年3月	06年3月	06年9月
訪問介護	事業所数	48	598	588	584	581	586	601	604	607
介護予防訪問介護	事業所数	—	581	—	—	—	—	—	—	—
介護予防訪問サービス	事業所数	—	602	544	541	538	536	550	553	558
生活支援訪問サービス	事業所数	—	257	304	308	315	325	336	290	303
住民主体訪問サービス	実施団体数	—	4	6	6	5	5	5	5	6
訪問入浴介護	事業所数	4	16	14	14	13	14	14	14	14
訪問看護	事業所数	60	192	195	201	221	242	262	284	300
訪問リハビリテーション	事業所数	—	13	19	22	22	28	29	29	29
福祉用具貸与	事業所数	10	110	102	101	100	98	100	104	102
特定福祉用具販売	事業所数	—	106	96	97	95	95	96	101	97
通所介護	事業所数	58	472	456	455	464	464	465	461	459
	定員数（人）	1,250	11,051	10,690	10,702	11,114	11,130	11,231	11,192	11,173
うち 地域密着型通所介護	事業所数	—	221	211	208	211	211	211	209	208
	定員数（人）	—	2,792	2,685	2,653	2,914	2,945	2,990	2,953	2,960
介護予防通所介護	事業所数	—	455	—	—	—	—	—	—	—
介護予防通所サービス	事業所数	—	454	425	421	436	436	436	431	437
通所リハビリテーション	事業所数	19	736	849	924	984	1,052	1,104	1,131	1,180
短期入所生活介護	事業所数	41	107	109	114	117	119	122	126	125
	定員数（人）	748	1,525	1,553	1,589	1,602	1,600	1,610	1,638	1,598
短期入所療養介護	事業所数	19	71	96	95	94	91	92	91	90
認知症対応型 共同生活介護	施設数	1	118	123	125	131	134	137	137	137
	定員数（人）	8	2,259	2,379	2,457	2,610	2,673	2,764	2,763	2,808
特定施設入居者 生活介護	施設数	6	101	103	107	109	110	113	114	115
	定員数（人）	1,081	8,238	8,578	8,836	8,982	9,064	9,314	9,658	9,698
居宅介護支援	事業所数	276	490	476	470	448	422	423	410	401
介護予防支援	事業所数	—	76	76	76	76	76	76	76	136

注1 社会福祉・医療事業団「WAM NET」指定事業者情報提供システム等に基づき作成（平成24年3月迄）（※休止中の事業所を除く）

注2 訪問看護は訪問看護ステーションのみ

注3 通所リハビリテーション、短期入所療養介護は病院、診療所を含む。但し、平成12年3月分については老人保健施設のみ

注4 短期入所生活介護の定員数は専用床のみ

注5 平成28年度より地域密着型通所介護の項目を追加

注6 平成29年度より総合事業の項目を追加

注7 令和6年度より訪問リハビリステーションは老人保健施設・介護医療院を含む。（みなし指定に変更）

注8 令和6年度より指定居宅介護支援事業者も指定を受けて介護予防支援事業を実施。

		12年3月	30年3月	31年3月	02年3月	03年3月	04年3月	05年3月	06年3月	06年9月
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所数	—	11	13	14	16	18	19	24	26
夜間対応型訪問介護	事業所数	—	1	1	1	1	3	3	2	2
看護小規模多機能型居宅介護	事業所数	—	5	9	11	13	13	15	15	16
小規模多機能型居宅介護	事業所数	—	49	46	45	45	47	46	41	41
	定員数(人)	—	1,297	1,226	1,201	1,220	1,276	1,262	1,126	1,119
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	事業所数	—	24	27	26	26	27	27	28	27
	定員数(人)	—	621	680	670	673	693	702	722	702
認知症対応型通所介護	事業所数	—	29	28	29	31	31	32	31	31
	定員数(人)	—	357	335	347	356	356	362	359	359

注1 社会福祉・医療事業団「WAM NET」指定事業者情報提供システム等に基づき作成（平成24年3月迄）（※休止中の事業所を除く）

注2 訪問看護は訪問看護ステーションのみ

注3 通所リハビリテーション、短期入所療養介護は病院、診療所を含む。但し、平成12年3月分については老人保健施設のみ

注4 短期入所生活介護の定員数は専用床のみ

注5 平成28年度より地域密着型通所介護の項目を追加

②（施設サービス）

		12年3月	30年3月	31年3月	02年3月	03年3月	04年3月	05年3月	06年3月	06年9月
介護老人福祉施設	施設数	47	106	108	113	118	121	123	125	124
	定員数(人)	3,310	6,022	6,161	6,594	6,959	7,231	7,439	7,615	7,595
うち地域密着型介護老人福祉施設	施設数	—	24	26	26	27	28	28	28	27
	定員数(人)	—	621	660	679	699	728	728	722	702
介護老人保健施設	施設数	19	63	63	63	63	63	65	65	65
	定員数(人)	1,757	5,431	5,431	5,461	5,461	5,461	5,605	5,605	5,653
療養強化型老健施設	施設数	—	1	1	1	0	0	0	0	0
	定員数(人)	—	90	90	90	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	施設数	—	8	7	4	3	2	2	1	—
	定員数(人)	—	354	305	97	81	70	70	10	—
介護医療院	施設数	—	—	1	2	5	6	6	7	7
	定員数(人)	—	—	18	197	365	377	377	463	463
施設合計	施設数	66	178	180	183	189	192	196	198	196
	定員数(人)	5,067	11,897	12,005	12,439	12,866	13,139	13,491	13,693	13,711

注1 介護老人福祉施設に地域密着型介護老人福祉施設（再掲）を含む（平成18年度から）

注2 旧一部ユニット型施設については、平成23年9月1日以降に指定、許可の更新があった施設について、ユニット型施設および従来型施設をそれぞれ別施設として計上（平成27年3月より）

注3 介護療養型老健施設→療養強化型老健施設に名称変更（平成28年3月より）

注4 介護療養型医療施設は令和6年3月末で終了

③（あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の相談対応状況）

業 務	29年度	30年度	元年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度 4月～9月
介護予防ケアマネジメント	367,170	370,354	427,124	373,478	358,614	369,372	369,812	184,005
総合相談支援	89,551	101,682	122,264	120,138	127,561	135,280	138,650	69,260
権利擁護支援	11,516	12,716	11,739	14,395	12,355	11,016	10,989	5,984
包括的・継続的ケアマネジメント支援	19,989	26,210	28,852	32,993	33,869	34,119	33,071	17,976
その他（要介護（要支援）認定の 申請代行等）	45,011	40,071	41,600	44,265	43,684	46,791	46,459	19,288
計	533,237	551,033	631,579	585,269	576,083	596,578	598,981	296,513

※ 具体的な業務

介護予防ケアマネジメント：要支援１・２及び特定高齢者の方を対象とする介護予防サービスと介護や支援が必要になるおそれのある方を対象とするサービスの適切な実施のために、ケアプランの作成を行う。

令和元年度より介護予防ケアマネジメントにかかるモニタリングやサービス担当者会議の実施回数を計上するよう変更した。

総合相談支援：高齢者やその家族、地域住民から様々な相談を受け、また、高齢者を個別訪問などして、必要な支援を把握し、適切なサービス利用の調整を行う。

権利擁護支援：高齢者虐待の対応、悪質な訪問販売等による消費者被害の防止、成年後見制度の活用を支援するなどにより、高齢者の権利を擁護する。

包括的・継続的ケアマネジメント支援：高齢者の心身の状態やその変化に合わせて、必要なサービスが提供されるようにケアマネジャーへの助言・指導や医療機関など関係機関との調整を行う。

参考（サービス付高齢者向け住宅）

		29年3月	30年3月	31年3月	02年3月	03年3月	04年3月	05年03月	06年03月	06年9月
サービス付 高齢者向け住宅	件数	78	93	92	99	111	116	119	118	120
	戸数	2928	3,444	3,458	3,726	4,354	4,526	4,810	4,826	4,934
うち特定施設 入居者生活介護施設	件数	1	1	3	4	5	6	7	7	7
	戸数	70	70	186	241	321	403	499	495	495

注１ サービス付高齢者向け住宅の件数・戸数については平成29年3月分より掲載

6. 介護給付費の支払状況

【単位: 百万円】

サービス提供月	12年4月分	12年度合計	02年3月分	02年度合計 (対前年比増)	03年3月分	03年度合計 (対前年比増)	04年3月分	04年度合計 (対前年比増)	05年3月分	05年度合計 (対前年比増)	06年3月分	06年3月～9月
在宅サービス	790	12,467	7,196	86,854 (1.7%)	7,596	89,942 (3.6%)	7,643	92,272 (2.6%)	8,017	95,318 (3.3%)	8,005	57,189
うち総合事業	—	—	517	6,119	520	6,248	509	6,401	545	6,700	561	3,910
施設サービス	1,871	24,360	3,390	40,253 (4.3%)	3,423	40,412 (0.4%)	3,427	40,823 (1.0%)	3,503	42,144 (3.2%)	3,590	25,636
合 計	2,661	36,827	10,586	127,107 (2.5%)	11,019	130,354 (2.6%)	11,070	133,095 (2.1%)	11,520	137,462 (3.3%)	11,595	82,825

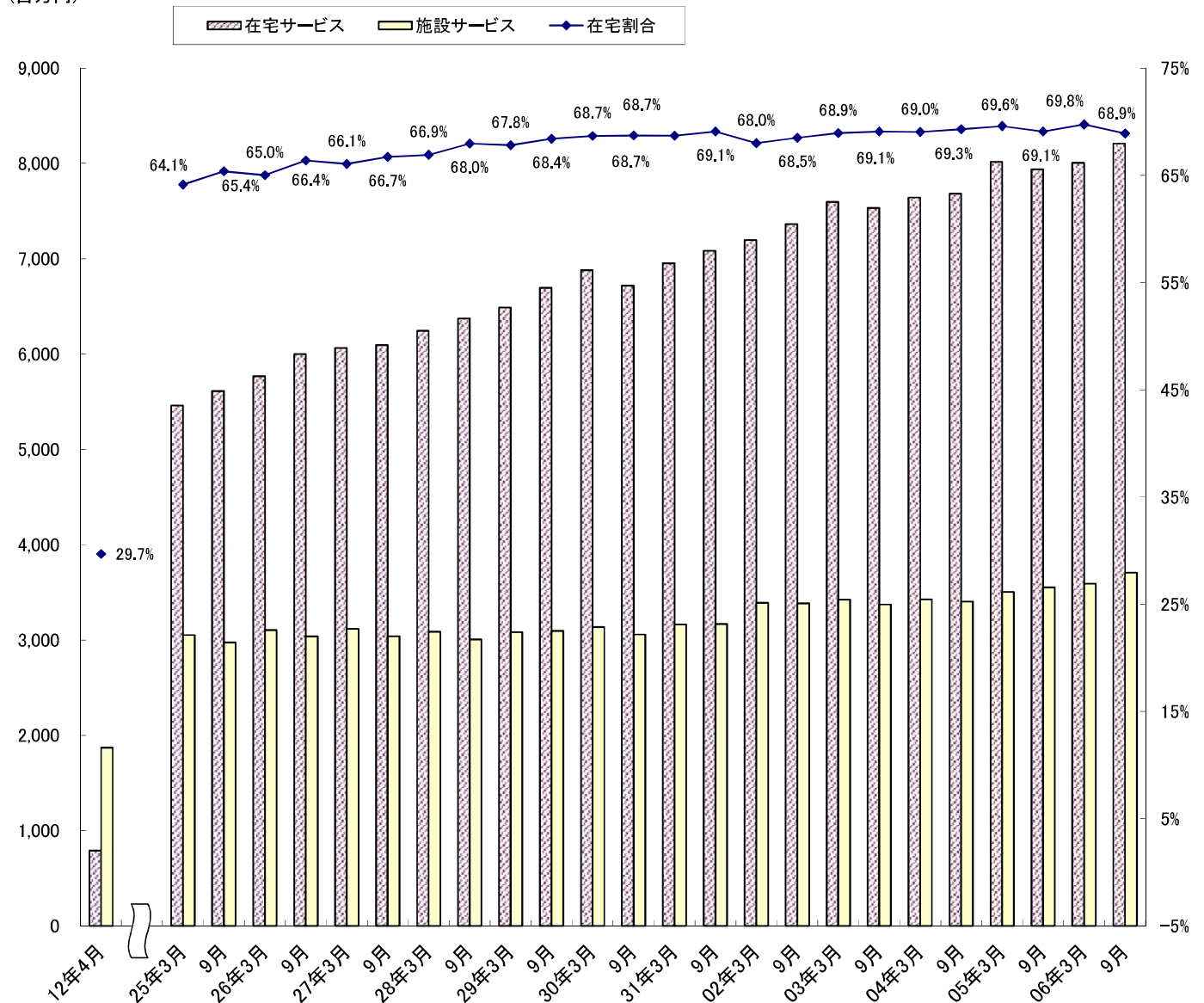
注1 兵庫県国保連合会に対する支払い実績を集計したもの

注2 福祉用具購入費、住宅改修費等償還払い、高額介護サービス費（公費負担分等）を除く

注3 各年度合計については、平成12年度は4月～2月分(11か月分)の合計であり、平成13年度からは3月～2月分(12か月分)の合計

注4 「総合事業」は、介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス、介護予防通所サービスのみのみ

(百万円)



7. 保険料の収納状況等

(1) 介護保険料収納状況

【単位：千円】

		12年度	30年度	元年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度 4月～9月
特別徴収	調定額	1,887,226	26,848,261	26,340,166	25,462,028	26,004,657	26,265,048	26,131,609	18,547,705
	収納額 (年金引去)	1,887,226	26,848,261	26,340,166	25,462,028	26,004,657	26,265,048	26,131,609	18,547,705
	収納率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
普通徴収	調定額	512,455	2,925,815	2,739,853	2,735,970	3,051,161	3,024,820	2,796,114	1,768,656
	収納額	470,921	2,606,439	2,452,190	2,498,311	2,806,146	2,790,431	2,593,963	1,636,789
	収納率	91.90%	89.08%	89.50%	91.31%	91.97%	92.25%	92.77%	92.54%
合 計	調定額	2,399,681	29,774,076	29,080,019	28,197,998	29,055,818	29,289,868	28,927,723	20,316,361
	収納額	2,358,147	29,454,700	28,792,356	27,960,339	28,810,803	29,055,479	28,725,572	20,184,494
	収納率	98.27%	98.93%	99.01%	99.16%	99.16%	99.20%	99.30%	99.35%

※ 還付未済額を除く

(2) 保険料減免の状況

減免の対象となる方	12年度	30年度	元年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度 4月～9月
①保険料段階が第1段階・第2段階・第3段階の方のうち、収入が少なく生活が著しく困窮している方	2,590件	1,596件	1,466件	1,334件	1,195件	1,144件	1,060件	948件
②失業等により、ご本人やご家族の所得が前年に比べて、半分以上に減少する方のうちの一定の方	324件	225件	198件	3,743件	1,038件	605件	324件	243件
③災害により、住宅、家財に5割以上の被害を受けた方のうち一定の方	0件	41件	20件	21件	11件	26件	24件	11件
④刑事施設等への収監（2か月を超える場合）により、サービスを受けることができなくなる方	4件	21件	28件	17件	30件	30件	36件	19件
⑤保険料段階が第3段階の方のうち「市在日外国人等福祉給付金を受給している方（職権適用分）」	539件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	0件

※ 実績は減免決定件数

① 平成18年度からは、保険料段階が第3段階も対象。ただし、平成18年度からの保険料段階 新2段階の設定により対象者は減少

⑤ 平成18年度から、保険料段階の第3段階が対象のため対象者は減少

(3) 利用料軽減措置の状況

減免の対象となる方	12年度	30年度	元年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度 4月～9月
①利用料の世帯合計額が一定の上限を超える場合、超過額を高額介護サービス費として支給	延28,959件	延263,420件	延275,666件	延287,889件	延290,963件	延294,786件	延302,826件	延153,622件
②従来から訪問介護を無料で利用していた人等の利用料を軽減又は免除	5,523件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
③特別養護老人ホームにおける旧措置入所者の利用料の軽減	3,701件	37件	29件	24件	13件	8件	6件	3件
④特別養護老人ホームにおける旧措置入所者の食事標準負担額の軽減	3,701件	—	—	—	—	—	—	—
⑤介護保険施設入所者の食事標準負担額の軽減	2,775件	—	—	—	—	—	—	—
⑥介護保険施設入所者とショートステイの食費・居住費(滞在費)の負担軽減	—	13,203件	13,389件	13,717件	12,226件	12,483件	12,382件	10,634件
⑦社会福祉法人等による生計困難者に対する軽減	660件	625件	683件	699件	688件	700件	789件	649件
⑧災害、事業休廃止等による利用料減免	—	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人

※ ①について、平成12～20年度までは償還払い分のみ。平成21年度より現物給付分（生活保護の被保護者）の件数を含む

※ ②について、平成17年6月で障害者施策分以外の軽減措置が終了。平成20年6月で障害者施策分の軽減措置も終了

障害者施策分の免除措置については引き続き継続

※ ②～⑦について、件数は認定証発行件数（平成18年度からは、当年7月1日から翌年6月末の件数）

※ ⑦について、平成17年9月までは対象者の要件が生活困窮者に対する保険料減免と同じであったため、当該保険料減免申請者に対しては、実際のサービス利用の有無にかかわらず、自動的に⑦の認定証を発行 平成17年10月から対象者の要件が変更

※ ⑧について、人数は登録者数（当年7月1日から翌年6月末の件数）

8. 事業者指導・監査の状況

		20年度	30年度	元年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度 4月～9月
集団指導		3 件	2 件	0 件	1 件	1 件	1 件	1 件	0 件
実地指導	計	50 件	237 件	278 件	34 件	115 件	364 件	509 件	425 件
	居宅介護支援	3 件	16 件	29 件	5 件	19 件	82 件	43 件	104 件
	訪問介護	5 件	25 件	28 件	7 件	17 件	98 件	83 件	86 件
	デイサービス等	0 件	23 件	44 件	5 件	14 件	56 件	114 件	73 件
	グループホーム等	35 件	55 件	58 件	4 件	7 件	16 件	62 件	39 件
	特養・老健等	4 件	117 件	102 件	7 件	52 件	40 件	89 件	53 件
	その他	3 件	1 件	17 件	6 件	6 件	72 件	118 件	70 件
監 査	計	14 件	79 件	60 件	43 件	39 件	30 件	53 件	29 件
	居宅介護支援	1 件	9 件	5 件	2 件	2 件	2 件	2 件	0 件
	訪問介護	2 件	19 件	16 件	9 件	10 件	5 件	3 件	2 件
	デイサービス等	1 件	10 件	10 件	2 件	2 件	1 件	6 件	1 件
	グループホーム等	9 件	12 件	10 件	4 件	4 件	9 件	9 件	6 件
	特養・老健等	0 件	23 件	15 件	24 件	17 件	13 件	31 件	19 件
	その他	1 件	6 件	4 件	2 件	4 件	0 件	2 件	1 件
自主監査 (29年度までは 書面監査)	計	—	437 件	1,025 件	0 件	678 件	80 件	0 件	0 件
	居宅介護支援	—	0 件	471 件	0 件	164 件	0 件	0 件	0 件
	訪問介護	—	0 件	540 件	0 件	143 件	0 件	0 件	0 件
	デイサービス等	—	437 件	0 件	0 件	139 件	0 件	0 件	0 件
	グループホーム等	—	0 件	0 件	0 件	23 件	0 件	0 件	0 件
	特養・老健等	—	0 件	0 件	0 件	94 件	80 件	0 件	0 件
	その他	—	0 件	14 件	0 件	115 件	0 件	0 件	0 件

注：予防サービスを除く

平成24年4月に、兵庫県から神戸市に指導監督権限が委譲された。

※ 集団指導：多数の事業者に講習等の方法により、制度説明等を行う。

※ 実地指導：事業者等の所在地において実地に行う。

※ 監 査：各種情報により、指定基準違反が疑われる場合に行う実地検査

※ 自主監査：事業者が事業運営について自己点検を行い、その結果を報告させる。

※ 書面監査：提出された自己点検シートをもとに、事業運営等について確認する。（平成29年度まで）

※ 令和元年度の集団指導は感染症予防のため中止。資料を市ホームページに掲載

※ 令和2～3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、相当期間実地指導及び自主監査を見合わせた。

介護予防通所サービスにおける短時間利用の区分新設

1 概要

介護予防通所サービス（要支援者、事業対象者が利用する通所型サービス）の報酬区分について、利用者が使いやすい体系となるよう見直しを行います。

2 改正内容

【改正前】 サービス利用時間にかかわらず、利用頻度による月額での報酬区分。

↓

【改正後】 サービス利用時間が「3時間未満」の報酬区分を新設する。

※実施時期は 2025（令和 7）年 4 月、

事業者への周知は 2024（令和 6）年 7 月に事業所説明会を実施（動画配信）。

	区分	対象者	報酬単価	利用者負担月額 (1割負担を想定)
現行	—	事業対象者・要支援 1・2 (週 1 回程度)	1,798	1,896 円
		要支援 2 (週 2 回程度)	3,621	3,817 円
改正後	3 時間 以上	事業対象者・要支援 1・2 (週 1 回程度)	1,798	1,896 円
		要支援 2 (週 2 回程度)	3,621	3,817 円
	3 時間 未満	事業対象者・要支援 1・2 (週 1 回程度)	1,528	1,611 円 (△285 円)
		要支援 2 (週 2 回程度)	3,078	3,245 円 (△572 円)

※地域単価 10.54 円

3 対象者 ※2024（令和 6）年 9 月末時点

利用者数：約 12,500 名

指定事業所数：437 事業所

4 その他

上記の見直しとあわせて、事業所の書類負担軽減として、「介護予防通所サービス 目標設定・実績評価レポート」を今年度末で廃止する。

神戸市 介護予防・日常生活支援総合事業
介護予防通所サービス 事業者説明会
(2024(令和6)年7月 動画配信)

介護予防通所サービス 事業者説明会

01

概要

- ・現在、介護予防通所サービスは、1日利用であっても短時間の利用であっても同じ料金単価です。
- ・サービス内容に応じた利用者負担を目的として、**利用時間が3時間未満**の利用者について、料金単価を新設します。
- ・**2025(令和7)年4月1日**施行

02

報酬単位

・改正後は、下記の料金単価となります。

	区分	対象者（利用者）	報酬単価	利用者負担月額 (1割負担を想定)
現行	—	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1,798	1,896円
		要支援2(週2回程度)	3,621	3,817円
改正後	3時間以上	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1,798	1,896円
		要支援2(週2回程度)	3,621	3,817円
	3時間未満	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1,528	1,611円(△285円)
		要支援2(週2回程度)	3,078	3,245円(△572円)

02

報酬単位

・利用時間が3時間未満の利用者について、下記のサービスコードとなります。

	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	要支援2 (週2回程度)
サービスコード	A6 1311・1411※要支援2のみ	A6 1312
サービス内容略称	通所型独自サービス/311・411	通所型独自サービス/312
単位数	1,528単位	3,078単位
算定単位	1月につき(包括報酬)	1月につき(包括報酬)
その他	・予防給付の基準を基本 ・各種加算・減算は適用 ・送迎なしの場合は送迎減算を適用	・予防給付の基準を基本 ・各種加算・減算は適用 ・送迎なしの場合は送迎減算を適用

03

その他

- ・書類負担軽減として、「介護予防通所サービスに関する目標設定・実績評価レポート」について、今年度（2024年度）提出分をもって廃止します。

- ・「サービス利用時間」には、送迎に要する時間は含まれない。

→兵庫県「通所介護の手引き」参照

04

施行までのスケジュール

施行までのスケジュール

① 事業所説明会



- ・ 本動画の視聴

<質問受付期間>

本動画公開

～ 8月30日(金)まで

※通常業務に支障を来たしますので、電話でのお問い合わせには対応できません

② 質問受付・回答



- ・ ご不明な点は、受付期間に質問受付フォームよりお問い合わせください。



- ・ 集約後、回答は神戸市ホームページで共有します。

③ 施行



- ・ 2025(令和7)年4月1日 施行
- ・ 2025(令和7)年4月提供分より
- ・ サービスコード表は2025年3月頃に公表予定。

総合事業ガイドラインの 一部改正について

1. 介護保険法・介護保険法施行令・介護保険法施行規則等の法令改正関係

2. 「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」・ 「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針」の改正関係

3. 「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」を踏まえた改正

介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理を踏まえ、
1 及び 2 に加えて以下の点を反映。

- (1) 総合事業のうち補助・助成等による実施の場合に居宅要支援被保険者等以外の利用者がいる場合の対象経費の計算方法の見直し
- (2) 高齢者の選択を支援する目標指向型の介護予防ケアマネジメントの明確化
- (3) 生活支援体制整備事業における「住民参画・官民連携推進事業」の新設
- (4) 事業評価の留意事項の更新

4. 各事業における事業内容の変更

上記のほか、以下の事業において事業内容の変更を反映。

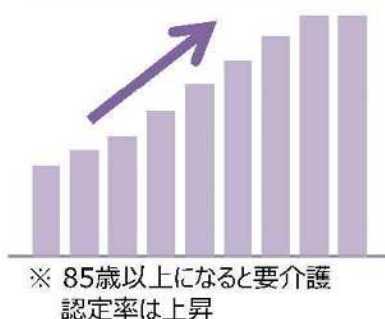
- (1) 認知症総合支援事業のうち、認知症地域支援・ケア向上事業の拡充
- (2) 任意事業の家族介護支援事業のうち、介護用品の支給にかかる第9期取扱いの反映
- (3) 任意事業のその他の事業の地域自立生活支援事業のうち、高齢者の安心な住まいの確保に資する事業について、詳細を別に定める通知に記載する方式に変更

介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理（概要）①

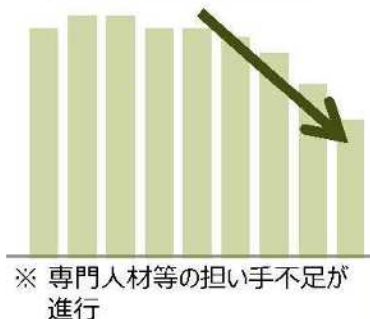
総合事業の充実に向けた基本的な考え方

- 2025年以降、現役世代が減少し医療・介護専門職の確保が困難となる一方で、85歳以上高齢者は増加していく。また、こうした人口動態や地域資源は地域によって異なる。
- こうした中、高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、市町村が中心となって、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、高齢者や多様な主体を含めた地域の力を組み合わせるという視点に立ち、地域をデザインしていくことが必要。
- 総合事業をこうした地域づくりの基盤と位置づけ、その充実を図ることで高齢者が尊厳を保持し自立した日常生活を継続できるよう支援するための体制を構築する。

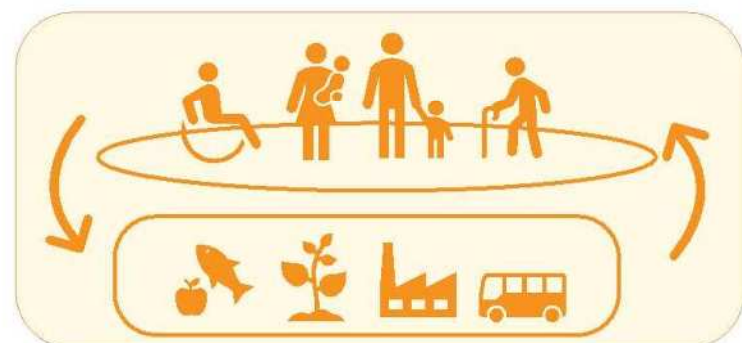
85歳以上人口の増加



現役世代の減少



地域共生社会の実現



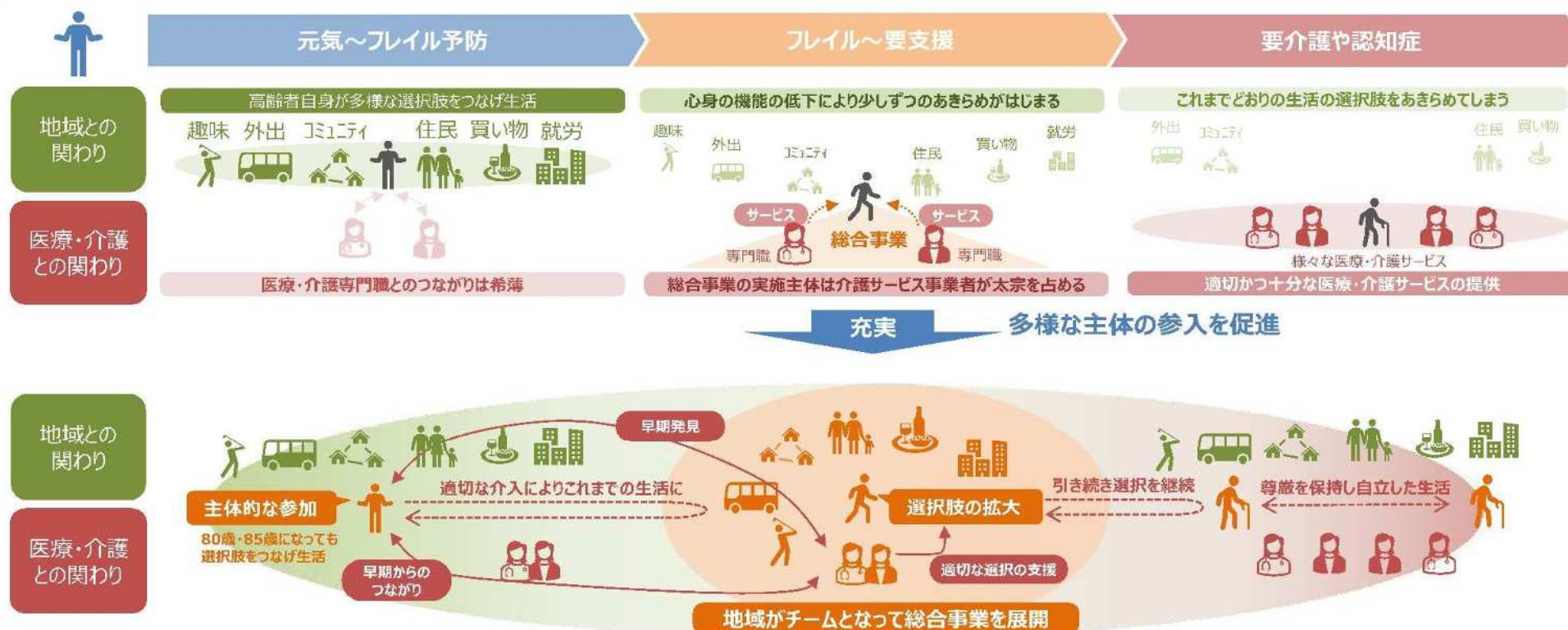
地域で暮らす人やそこにあるものは地域によって様々



介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理（概要）②

高齢者や多様な主体の参画を通じた地域共生社会の実現・地域の活性化

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護専門職との関わりのみならず、地域の住民や産業との関わりの中で成立するもの。また、高齢者自身も多様な主体の一員となり、地域社会は形作られている。
- 総合事業の充実とは、こうした地域のつながりの中で、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこに関わり合いながら、**高齢者自身が適切に活動を選択できる**ようにするものである。
- 総合事業の充実を通じ、高齢者が元気づちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指していく。



地域の人と資源がつながり地域共生社会の実現や地域の活性化

第1 総合事業の実施に関する総則的な事項（ガイドラインP1）

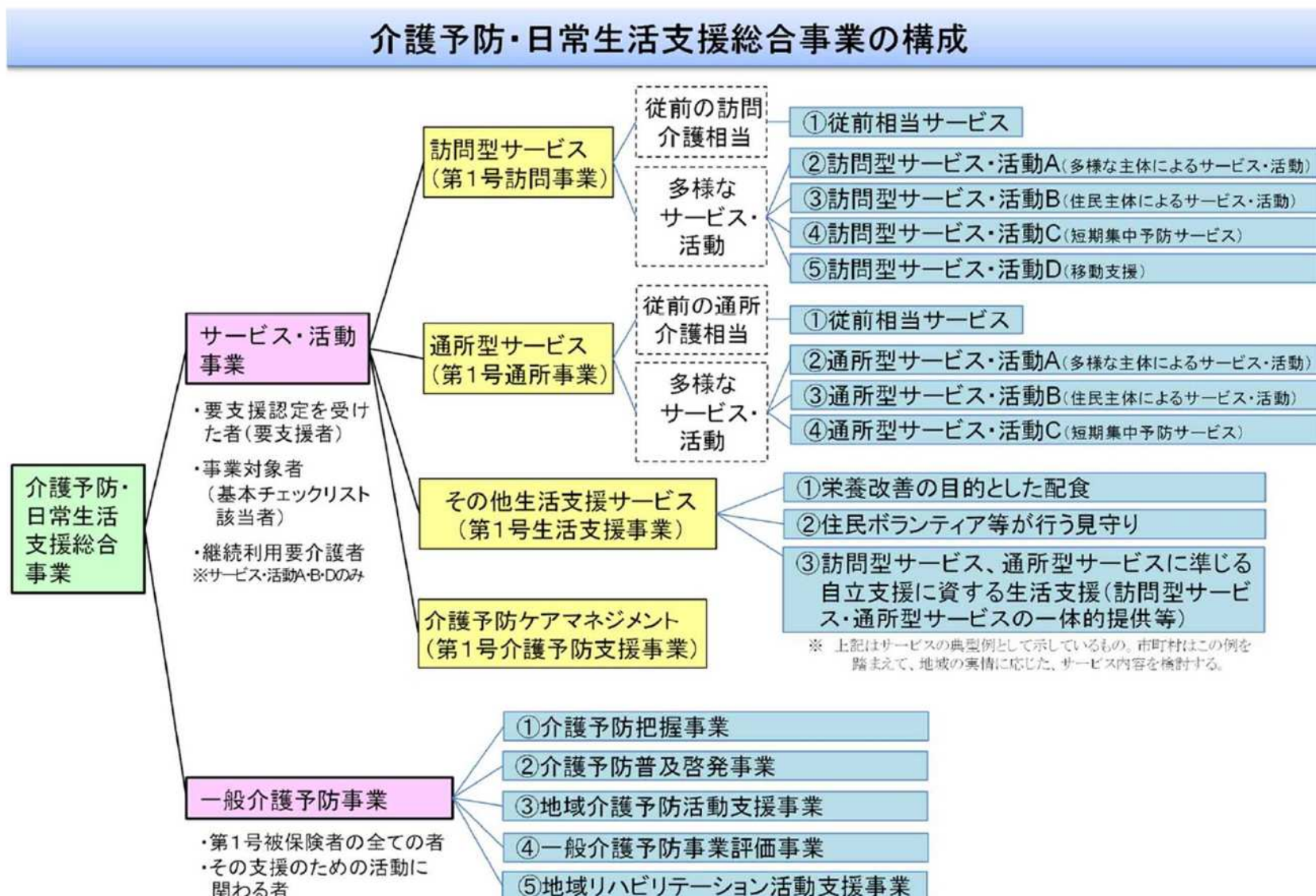
1 事業の目的・考え方

（1）総合事業の趣旨

○ 団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年以降、少子化を背景として生産年齢人口（現役世代）は減少し、医療・介護の専門職の担い手の確保は困難となる一方で、介護ニーズの高い85歳以上人口は令和17（2035）年頃まで一貫して増加し、介護保険法（以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）や介護サービスによる支援を必要とする高齢者は増加していく。加えて、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市町村（特別区、一部事務組合、広域連合等を含む。以下同じ。）が中心となって、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいが包括的に確保される地域包括ケアシステムの一層の推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが重要である。

○ 総合事業は、認知症や障害の有無にかかわらず、地域に暮らす全ての高齢者が、自立した日常生活を送ること、また、そのための活動を選択することができるよう、地域に暮らす高齢者の立場から、市町村が中心となって、地域住民や医療・介護の専門職を含めた多様な主体の力を組み合わせて実施することにより、地域の高齢者に対する効果的かつ効率的な支援等を行うことを目的としている。

2 総合事業を構成する各事業の内容及び対象者（ガイドラインP9） （総合事業の全体像）



第2 サービス・活動の類型 (ガイドラインP17)

多様なサービス・活動の分類 (交付金の取扱いによるもの)

(注) 以下に示す総合事業の類型については、あくまでも制度に基づく実施手法等による分類であり、多様なサービス・活動は、高齢者の目線に立ち、選択肢の拡充を図るものである必要がある。

訪問型 サービス・ 通所型 サービス	従前相当サービス	多様なサービス・活動				その他
		サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動)		サービス・活動B、 サービス・活動D (訪問型のみ) (住民主体によるサービス・活動)	サービス・活動C (短期集中予防サービス)	
		指定	委託			
実施手法	指定事業者が行うもの (第1号事業支給費の支給)		委託費の支払い		活動団体等に対する補助・助成	委託費の支払い
想定される 実施主体	介護サービス事業者等 (訪問介護・通所介護等事業者)	介護サービス事業者等以外の多様な主体 (介護サービス事業者等)		- ボランティア活動など地域住民の主体的な活動を行う団体 - 当該活動を支援する団体	保健医療に関する専門的な知識を有する者が置かれる団体・機関等	
基準	国が定める基準※1を例にしたもの		サービス・活動の内容に応じて市町村が定めるもの			
費用	国が定める額※2 (単位数)		サービス・活動の内容に応じて市町村が定める額			
	額の変更のみ可	加算設定も可				
対象者	要支援者・事業対象者	- 要支援者・事業対象者 - 継続利用要介護者		- 要支援者・事業対象者 - 継続利用要介護者 ※ 対象者以外の地域住民が参加することも想定	要支援者・事業対象者のうち、目標達成のための計画的な支援を短期集中的に行うことにより、介護予防・自立支援の効果が增大すると認められる者	
サービス内容 (訪問型)	旧介護予防訪問介護と同様* * 身体介護・生活援助に該当する内容を総合的かつ偏りなく老計10号の範囲内で実施することが求められる	- 高齢者が担い手となって活動 (就労的活動を含む。) することができる活動 - 介護予防のための地域住民等による見守りの援助の実施 - 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援*を行う活動 など * 市町村の判断により老計10号の範囲を越えてサービス・活動を行うことも可能 - 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援 (原則としてB・Dでの実施を想定)			対象者に対し、3月以上6月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供される短期集中的なサービス	
サービス内容 (通所型)	旧介護予防通所介護と同様* * 運動器機能向上サービス、入浴支援、食事支援、送迎等を総合的に行うことが求められる	- 高齢者が担い手となって活動 (就労的活動を含む。) することができる活動 - セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動 - 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの - 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴、食事等を支援する活動 など - 送迎のみの実施				
支援の 提供者	国が定める基準による		市町村が定める基準による			
	訪問型:訪問介護員等 サービス提供責任者 通所型:生活相談員、看護職員 介護職員、機能訓練指導員	- 地域の多様な主体の従事者 - 高齢者を含む多世代の地域住民 (有償・無償のボランティア)		- 有償・無償のボランティア - マッチングなどの利用調整を行う者		保健医療専門職
その他の生活支援 サービス	その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援 (訪問型サービス・通所型サービスの複合的提供等) からなる。					

これらによらないもの

(委託と補助の組み合わせなど)

（訪問型サービス）

○ 多様な訪問型サービスとして想定される事業については、次のようなものも想定される。これらはいずれも従前相当サービスとは異なる事業形態が想定されるものであり、人員基準について、訪問介護員等やサービス提供責任者等の専門職あるいはそれに類する者の配置は想定されないが、市町村は、支援者に対し、本人のできることを阻害せず、その選択を重視するという利用者とのかかわり方や総合事業の基本的な考え方について必要な研修を行うことが望ましい。

活動例

- ・ 地域住民が担い手となって活動することができる活動
- ・ 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援を行う活動
- ・ 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援

（通所型サービス）

○ 多様な通所型サービスとして想定される事業については、次のようなものも想定される。これらはいずれも従前相当サービスとは異なる事業形態が想定されるものであり、人員基準について、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員等の専門職あるいはそれに類する者の配置は想定されないが、市町村は、支援者に対し、本人のできることを阻害せず、その選択を重視するという利用者とのかかわり方や総合事業の基本的な考え方について必要な研修を行うほか、活動実施時に利用者が急変した時等の対応について適切に定めること。

活動例

- ・ 地域住民が担い手となって活動することができる活動
- ・ セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣づけのための活動
- ・ 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動
- ・ 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴・食事等の支援

神戸市 介護予防ケアマネジメントの 更なる簡素化について



1. 介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の内容を踏まえ、介護予防ケアマネジメントについて、地域包括支援センターの計画に策定に係る業務負担軽減の視点も踏まえつつ、医療・介護専門職の適切なかかわりあいのもとで「高齢者の選択」を適切に支援する観点から、
 - ・介護予防ケアマネジメント計画の策定が法令等において必須である場合を整理するとともに、
 - ・介護予防ケアマネジメント計画の策定業務以外の、介護予防ケアマネジメントに含まれる業務範囲を明確化。
2. 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するために健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）の施行により指定介護予防支援事業者の指定について、新たに指定居宅介護支援事業者が指定を受けて実施できることに伴い生じる指定介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの行き来に関する対応についての対応例を記載。
3. その他用語の定義や文言の修正等

介護予防ケアマネジメント関連の改正 概要①

高齢者の選択を支援するための介護予防ケアマネジメントの業務範囲等の明確化

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
○		○	

- 介護予防ケアマネジメントについて、地域包括支援センターの計画の策定に係る業務負担軽減の視点も踏まえつつ、医療・介護専門職の適切なかわりあいのもとで「高齢者の選択」を適切に支援する観点から、個別のケアプラン作成から地域における包括的なケアマネジメントの実施への重点化を図るため、
- ・ 介護予防ケアマネジメント計画の策定が法令等において必須である場合を整理するとともに、
 - ・ 介護予防ケアマネジメント計画の策定業務以外の、介護予防ケアマネジメントに含まれる業務範囲を明確化する。

		ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントC
改正前	考え方	指定介護予防支援と同様に行われるもの	サービス担当者会議の省略や必要に応じてモニタリング時期を設定するなど簡略化が可能	初回のみ実施し、住民主体の支援等につなげ、その後はモニタリング等は行わない。
	対象のサービス	・ 従前相当サービス ・ 指定事業者によるサービスA ・ サービスC	・ 多様な主体による緩和型サービスA	・ サービスB・D ・ その他生活支援サービス
	費用	ケアプラン作成 1 件当たり	ケアプラン作成 1 件当たり	初回のケアプラン作成 1 件当たり
	件数等	499,232件 (1,455市町村)	39,005件 (327市町村)	2,258件 (267市町村)

個別の計画の策定 → 高齢者の選択と継続的な活動・参加支援の充実

実施要綱改正後	考え方	ケアプランの策定が制度上必須となるもの (介護予防支援と同様に行う必要があるもの)	ケアプランの策定の要否やケアマネジメントプロセスの簡略化などについて、市町村の判断のもとで柔軟に行うもの	専門職のゆるやかな関わり合いのもとで、地域の多様な主体との連携を図りながら実施するもの
	対象のサービス	・ 従前相当サービス ・ サービス・活動A ・ サービス・活動C ※ケアプランと第1号事業員が連動する場合 ※ケアプランで利用期間を定める場合	・ サービス・活動A ・ サービス・活動C	・ サービス・活動B・D (サービス・活動A) ・ その他生活支援サービス
	業務の性質に応じた費用等の考え方	・ ケアプラン作成 1 件当たり ※1 ※額の変更のみ可能	・ ケアプラン作成 1 件あたり ※2 ※独自の評価(加算)設定が可能	・ 初回のケアプラン作成 1 件当たり ※2 ※独自の評価(加算)設定が可能
		ケアマネジメントB・Cについては、 ・ 高齢者の選択を適切に支援するためのインテーク ・ 孤独・孤立などのハイリスク者へのアプローチ ・ 継続参加率向上のための活動状況のフォローアップ ・ リハ職などとの連携による支援 など、①～⑥のような、ケアプラン作成件数単位では評価しがたい高齢者の選択と継続的な活動・参加支援に資する業務の実施体制整備に係る委託費(実施に当たる者の人件費等)を、別途、包括的に支払うことが可能とする	① ケアプラン策定をしない場合のアセスメントや事業実施者との連携 ② サービス・活動事業の利用に至らなかった場合のアセスメントや利用調整等 ③ 孤独・孤立の状況にある者に対する地域の多様な活動への参加支援のためのアウトリーチ等 ④ サービス・活動B・D等の利用者に対し、自宅や活動の場への訪問・実施者からの報告等を通じ、状況等を定期的に把握すること(利用者や事業実施者への助言等を含む) ⑤ 目標の達成等がなされ、サービス・活動事業の利用終了が適切と認められる者に対し、その選択・目標に応じて、地域の多様な活動につなげるための援助 ⑥ 地域のリハビリテーション専門職等との連携・協働(支援方針の検討のためのカンファレンスの実施等) ※市町村は、事前に都道府県・都市区医師会等や地域の医療機関等との調整の上、連携等の体制を整備	

※1：ケアプランの作成は必須(内容は省令の規定による)

※2：ケアプランの作成要否・内容等含め市町村の判断による

介護予防ケアマネジメント関連の改正 概要②

BE KOBE

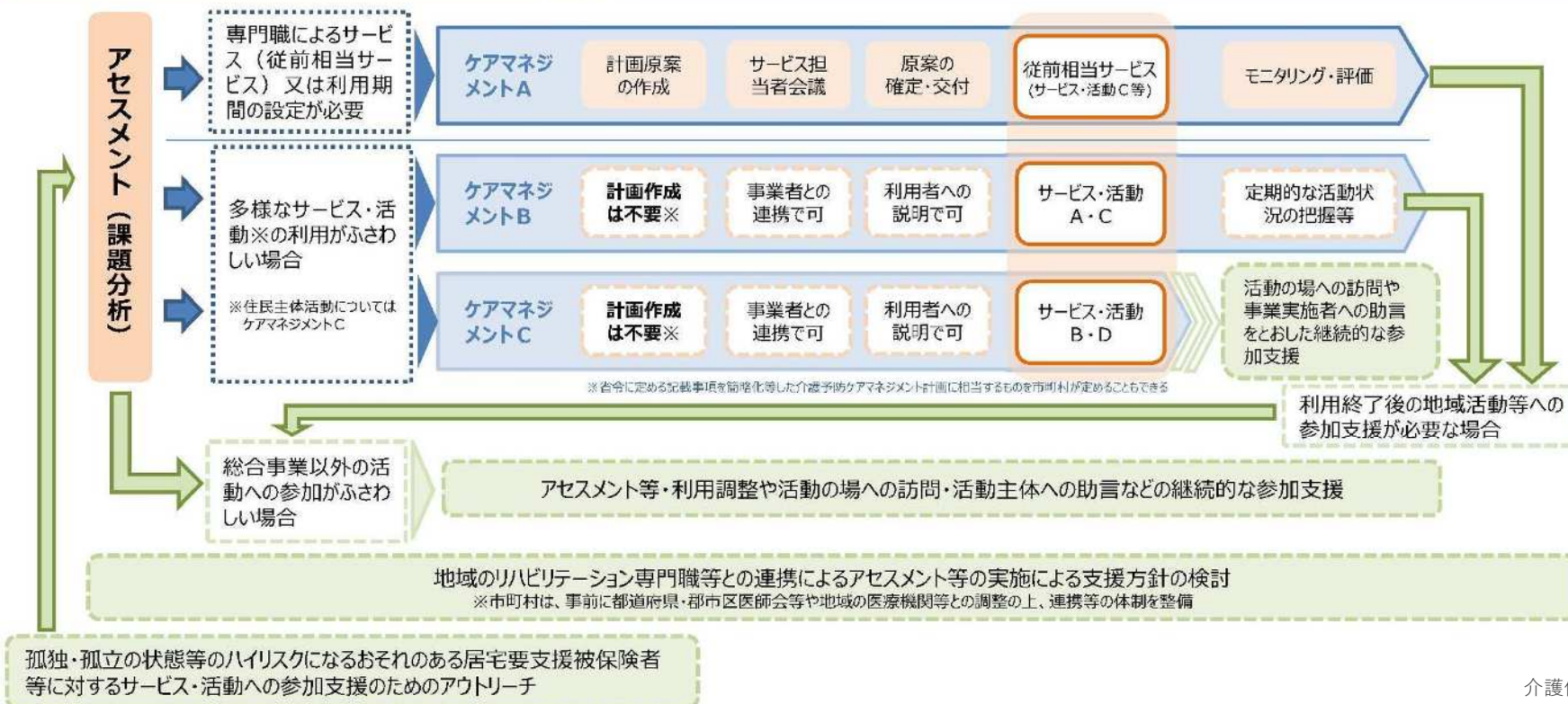
高齢者の選択を支援するための介護予防ケアマネジメントの推進 (介護予防ケアマネジメント通知の改正)

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメン ト	4 包括 センタ
		○	

- 介護予防ケアマネジメントについて、多様なサービス・活動の充実が進む場合、必ずしも指定介護予防支援と同様あるいはそのプロセスを基礎として取扱うことよりも、より一層、インテークとフォローアップを効果的に行うことが必要となる。
- このため、多様なサービス・活動利用時の介護予防ケアマネジメントについて、個別のサービス利用計画の作成業務から、これまで地域包括支援センターが担ってきた機能である地域づくりに密接に関わる業務への移行を図り、高齢者が、その選択に基づき、医療・介護の専門職とのかかわりのもとで継続的に地域とつながりながら多様な活動に参加することを支援する。

個別のサービス利用計画の作成業務
(これまで1件当たりで評価を行ってきた部分)

インテークとフォローアップの充実による高齢者の選択と継続的な参加の支援
(独自の加算として評価することや体制確保に要する費用を包括的に委託費で支払うことが可能)



神戸市 介護予防ケアマネジメントの簡素化について BE KOBE

● 令和6年度実施内容～利用者の更なる自立支援と従事者の負担軽減を目指し簡素化を実施～

① モニタリングの方法、頻度の変更

テレビ電話の活用や、ケアマネジメント簡易型の頻度減

② サービス担当者会議の負担軽減

ケアマネジメント簡易型のサービス継続の場合は必要に応じて開催可

③ 帳票類の見直し

(利用者基本情報、フレイル改善通所サービス利用者のケアプラン、ケアマネジメント従事者の届出等)



● 令和7年度実施内容（案）～高齢者のセルフマネジメント力向上のための取り組み実施～

① セルフマネジメントの推進

ケアマネジメント簡易型の一部（フレイル改善通所サービスのみ利用者）や、ケアマネジメントセルフ型において、ケアプラン作成者がマイケアプランを作成するのではなく、高齢者自身が作成するKOBEOアクティブシニア目標シート（仮）を活用。

② アセスメント様式の簡素化

目標シートを活用する場合のアセスメントは、基本チェックリストを活用し、利用者の心身状態の把握に努める。

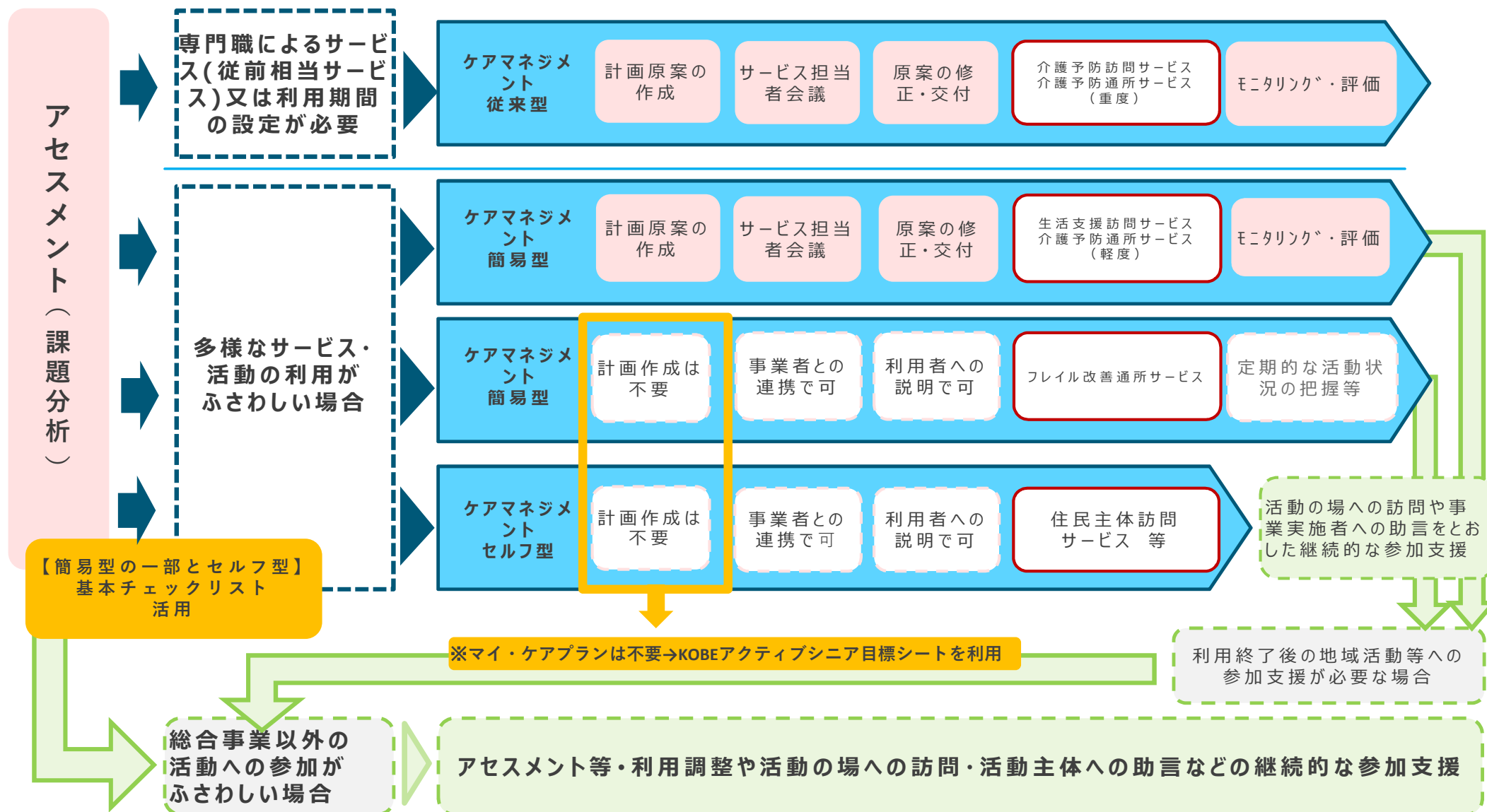
③ モニタリングの見直し

ケアマネジメント簡易型について、利用者の状況に合わせた柔軟な訪問のタイミングを検討

神戸市 介護予防ケアマネジメントの変更内容

BE KOBE

(総合事業ガイドライン改正資料 改変)





(案)

KOBEアクティブシニア目標シート

生活状況

- 生活や身体で困っている, 難しくなっていること
- 最近の体調の変化などを振り返りましょう -
- 今後の生活で工夫できそうなこと
- 周囲の人にも工夫の仕方を相談してみましょう -

◎重い物を持って歩くとしんどい
◇つまづくことが多くなった

◎重くならないようにこまめに買い物に行く
◎スーパーの宅配注文を始めてみる
◇床を整理整頓する
◇朝起きた時に足首の体操をする

アイデアを色々出してみましょう

- 介護が必要にならないために、現在取り組んでいること - 健康のために気をつけていること -

・たまに散歩へ行く
・3食食べている
・孫とメールしている

フレイル予防には 運動, 栄養, 社会参加 が重要です
現在の生活で取り組んでいること等を記載してみましょう
不足しているものは目標や取り組みに書いてみましょう

目標

- よりよい暮らしのための目標
- 続けたい, 再びやってみたい, 新たに始めてみたいこと -

◎自分の欲しいものは自分で買いに行きたい
◇孫と旅行に行きたい

目標達成までの期間

1か月 ・ 3か月 ・ 6か月 ・ 1年

- 目標に向かっての取り組み
- 日々取り組むこと -

・毎日、〇〇川を散歩する
・たんぱく質を意識した食事をする
・週1回友達とカラオケに行く

- 取り組みをした振り返り - 目標の期間が終わると振り返って書いてみましょう -

達成状況

できた ・ 少しできた ・ できなかった

◎回数を増やすことで買い物を続けられた
◎友達と会うことで外に出ることが増えた
◇孫と旅行の計画を立てることができてうれしかった

以下、あんしんすこやかセンターに相談した場合職員が記入します

住所: _____ サービス名: _____ サービス利用開始日: _____
被保険者番号: _____

記入日 () _____ あんしんすこやかセンター 担当者 () _____

人生100年時代、自分らしく生活を送るためには、自分の体調やできにくくなったことに早めに気づき、介護が必要にならないよう、積極的に予防に取り組むことが重要です。

地域には、生活を助ける様々なサービスや活用できる資源があります。生活上の困りごとが少し出てきたときは、専門的な介護サービスだけでなく、それらの身近なサービスや資源の情報を得て、自ら選択し、工夫して暮らしを継続させていく「セルフマネジメント」が必要になってきます。

神戸市にどのようなサービス資源があるのか このリーフレットも参考にしながら情報を得てみましょう。様々な人と交流することで得られる情報もあるかもしれません。今の自分の体調や、今後の生活を考えるきっかけとして、目標シートを記入し活動してみましょう。

- KOBEアクティブシニア目標シートを活用してみよう -

ステップ1 目標を立ててみよう

現在の生活状況を振り返り、今後どのような暮らしをしていきたいか叶えたいこと、続けていきたいことなどの目標を立てその目標に向かって日常生活で取り組むことを考えてみましょう

相談

*注

あんしんすこやかセンター

アドバイス・情報提供



ステップ2 実践してみよう

目標にむけて、日常生活で取り組むことを実践していきましょう
(フレイル予防に関する「栄養・運動・社会参加」の要素を取り入れると効果的です)
自分の好きな、興味のある活動を取り入れると続けやすいかもしれません

医療介護専門職
主治医、介護専門職 など

民間サービス
ジムのトレーナー など

ステップ3 実践を振り返ってみよう

自分が設定した目標期間が来たら目標が達成できたか振り返ってみましょう
達成できると次の目標や取り組みを考えてみましょう

*注

市が指定するサービスを利用する場合、あんしんすこやかセンターでの相談・手続きが必要です
また持病がある場合、生活で取り組んでよいかどうかの意見を主治医に確認してください

KOBEアクティブシニア目標シート



作成日 年 月 日 氏名

目標シートを記入しながら今後の生活の目標や取り組みを考えていきましょう

生活状況

- 生活や身体で困っている、難しくなっていること
- 最近の体調の変化などを振り返りましょう -
- 今後の生活で工夫できそうなこと
- 周囲の人にも工夫の仕方を相談してみましょう -

- 介護が必要にならないために、現在取り組んでいること - 健康のために気をつけていること -

目標

- よりよい暮らしのための目標
- 続けたい、再びやってみたい、新たに始めてみたいこと -
- 目標に向かっての取り組み
- 日々取り組むこと -

目標達成までの期間

1か月 ・ 3か月 ・ 6か月 ・ 1年

- 取り組みをした振り返り - 目標の期間が終わると振り返って書いてみましょう -

達成状況

できた ・ 少しできた ・ できなかった

以下、あんしんすこやかセンターに相談した場合職員が記入します

住所： 被保険者番号： サービス名： サービス利用開始日

記入日 () あんしんすこやかセンター 担当者 ()

神戸市の介護予防の取り組み

自分で取り組みたい方におすすめ



住んでいる地域 で活動したい

つどいの場、介護予防カフェ

市民が十人十色で取り組んでいる、誰もが気軽に参加できる活動の場。身近な地域の場を探してみましょう。

QR

つどいの場

QR

介護予防カフェ

QR

神戸市情報マップ

フレイル予防の取り組み が知りたい

介護予防・フレイル予防応援サイト

QR

フレイル予防の基礎知識が学べ、体操や脳トレができます。

ボランティア に参加したい

KOBEシニア元気ポイント

QR

介護保険施設・こども施設等で、ボランティア活動を行うとポイントが貯まります。対象：65歳以上

相談先 をさがしたい

神戸市版お悩みハンドブック

QR

神戸市でどのような支援制度があるのか、相談窓口が確認できます。

介護予防の取り組みへ参加したい方におすすめ

* あんしんすこやかセンターでの申し込みが必要です

地域 で介護予防に参加してみたい

地域拠点型一般介護予防事業

QR

地域で活動するNPO法人が様々なメニューを提供。週1回程度 地域福祉センターや集会所で活動。例)体操、レクリエーション、専門職による介護予防講座 対象：65歳以上

短期集中 でフレイル改善に取り組みたい

フレイル改善通所サービス

QR

フレイル改善のための「栄養(食・口腔)」「運動」「社会参加」をバランスよく取り入れた、6カ月間のプログラム。対象：65歳以上の事業対象者、要支援1・2



お住まいの地域のあんしんすこやかセンターを調べる

QR

《介護予防ケアマネジメント類型》

令和7年4月 差し替え

資料5-3

類型	介護予防支援	ケアマネジメント 従来型	ケアマネジメント 簡易型		ケアマネジメント セルフ型
対象者	要支援者	要支援者・事業対象者（※2）			
サービス 種別	予防給付サービス	介護予防訪問サービス	生活支援訪問 サービス	フレイル改善 通所サービス	住民主体訪問 サービス（※5）
	介護予防訪問看護・ 介護予防福祉用具貸与・介 護予防通所リハビリテー ション 等	介護予防通所サービス （※重度） ※認知症高齢者の日常生 活自立度Ⅱ以上、または 障害高齢者の日常生活自 立度A以上	介護予防通所 サービス（※軽度） ※認知症高齢者の日 常生活自立度が自立 またはⅠ、かつ障害 高齢者の日常生活自 立度が自立またはⅡ		（一般介護 予防事業）
ケアマネジ メント採用 基準	サービスを組み合わせる場合、よりきめ細やかに関わるケアマネジメントを採用する。 例）介護予防訪問サービスとフレイル改善通所サービスを利用する場合⇒「ケアマネジメント従来型」				
実施機関	指定介護予防支援事業所	あんしんすこやかセンター			
一部委託	可能 （※3）フレイル改善通所サービスのみ利用するケースは委託不可				不可
アセスメン トシート	必須			基本チェックリ ストを活用	基本チェックリ ストを活用
ケアプラン 様式	マイ・ケアプラン（介護予防サービス・支援計画表） 1・2表			目標シート活用	目標シート活用
ケアプラン 期間	最長1年間			－	－
サービス 担当者会議	必要		初回は必要 以降は必要時	不要	不要
モニタリング	毎月		3月に1度	適宜	不要
評価表	必要			不要（※4）	不要
報酬	○基本報酬 442単位 ○初回加算 300単位 ○委託連携加算 300単位	○基本報酬 442単位 ○初回加算 300単位 ○委託連携加算 300単位	○基本報酬 353単位 ○初回加算 300単位 ○委託連携加算 300単位		○基本報酬 221単位 ○初回加算 300単位
報酬の算定	ケアプラン期間中			サービス利用中	ケアマネジメント開 始月のみ（要介護 移行時）

※1 自立度は、要支援者の場合、要支援認定等の主治医意見書の判定を採用するが、アセスメント時、利用者の状態が主治医意見書の状態と異なる場合や、事業対象者については、自立度の基準に基づいて介護予防ケアプラン作成者が判定を行う。

※2 事業対象者で通所サービスを利用する場合は、健康状態確認シートを使用し、サービス利用に関して医師の意見を求める。

※3 フレイル改善通所サービスのみ利用の場合は国保連による代理受領委任制度が使えないため、基本的には委託不可。

※4 サービス利用後の支援内容や評価内容は、支援経過記録に記載。

※5 住民主体訪問サービスのみを利用する場合は、「総合事業の対象者の弾力化」により、要介護者となってもセンターが担当。

7図表 介護予防ケアマネジメント実施時期について（例 介護予防ケアプラン期間が1年の場合の考え方）

○：必須

△：必要に応じて実施

令和7年4月差し替え

資料5-4

類型	必要なプロセス	サービス種別		サービス 提供前	サービス 提供 開始月	2月目 (翌月)	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目	12月目 (評価月)
介護予防支援	※介護予防支援業務にかかる運営基準に準ずる ■アセスメント ■ケアプラン原案作成 ■サービス担当者会議 ⇒利用者への説明・同意 ⇒ケアプラン確定・交付 ■モニタリング ■評価	■予防給付サービス	サービス担当者会議	○												○
ケアマネジメント 従来型			モニタリング (記録含む)	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
原則的なケアマネジメント		■介護予防訪問サービス				← 1 回訪問 →			← 前回訪問から三月以内に訪問 →							
		■介護予防通所サービス※ ¹	内、訪問	—			〈例〉 ○ テレビ電話等可			〈例〉 ○			〈例〉 ○ テレビ電話等可			〈例〉 ○
ケアマネジメント 簡易型	■アセスメント ■ケアプラン原案作成 ■サービス担当者会議 または、連絡・連携 ⇒利用者への説明・同意 ⇒ケアプラン確定・交付 ■モニタリング ■評価	■生活支援訪問サービス	サービス担当者会議	○												△※ ³
簡略化したケアマネジメント						← 前回モニタリングから三月以内にモニタリング →										
		■介護予防通所サービス※ ²	モニタリング	—			○			○			○			○
			内、訪問	—		6 月目を基本とし、その前後の月も可										○
	■アセスメント (KCL) ■目標シート (本人) ■事業所との連携、モニタリング ■評価	■フレイル改善通所サービス	サービス担当者会議	△※ ³						(評価月)	定期的な活動状況の把握 (必要時訪問)					
			モニタリング	—												
			内、訪問	—												
ケアマネジメント セルフ型	■アセスメント (KCL) ■目標シート (本人)	■住民主体訪問サービス	サービス担当者会議	△※ ³		①あんしんすこやかセンターがアセスメントを行い、結果や今後の取り組みについて説明。 ②利用者はセルフケアマネジメントによって、住民主体訪問サービスや一般介護予防事業を利用する。 ■サービス導入後は、名簿等の簡易な利用者管理を行うなど工夫をする。 ■サービス担当者会議およびモニタリングは不要だが、利用者の状況に変化があった際に、本人・家族、サービス提供者等から、あんしんすこやかセンターに連絡が入るよう、体制を整えておくこと。										
		モニタリング	—													
初回のみのケアマネジメント		■一般介護予防事業	内、訪問	—												

※1 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上または、障害高齢者の日常生活自立度A以上の方

※2 認知症高齢者の日常生活自立度が自立またはⅠかつ、障害高齢者の日常生活自立度が自立またはⅡの方

※3 本人やサービス提供事業者等が集まって開催するサービス担当者会議は省略可能だが、サービス開始にあたって必要な情報の共有など、関係期間との連携を図る。

※4 事業所からの報告の確認含む。サービス提供期間中にサービス利用後のインフォサービス等の提案を行う等。本人の体調不良等の場合は継続利用の可否も含め、

必要に応じて訪問し判断する。

神戸市 市民福祉調査委員会 介護保険専門分科会 企画・調査部会

総合事業サービスワーキンググループ委員名簿 （敬称略、五十音順）

明石 隆行 種智院大学人文学部社会福祉学科教授

足立 泰美 甲南大学経済学部経済学科教授

植野 礼子 一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会世話人

大浦 由紀 神戸市シルバーサービス事業者連絡会副会長

大貫 智彦 一般社団法人神戸市老人福祉施設連盟副理事長

宗政 美穂 特定非営利活動法人
福祉ネットワーク西須磨だんらん事務局長

計 6 名

神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会運営要綱

平成12年7月11日

分科会決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市市民福祉調査委員会運営要綱（平成12年4月18日決定）第9条の規定に基づき、神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営に関し必要な事項について定める。

(部会)

第2条 専門分科会に、次の部会を設置する。

- (1) 企画・調査部会 定数10名以内
- (2) サービス研究会 定数15名以内
- (3) 地域密着型サービス運営委員会 定数15名以内

2 第1項の各号に掲げる部会の所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。

3 部会に属すべき委員及び臨時委員は、分科会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。

5 部会長は、その部会の会務を総理する。

6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員及び臨時委員が、その職務を代理する。

7 部会は、部会長が招集する。

8 部会は、部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。

9 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

10 部会に必要な応じてワーキンググループを置くことができる。

(関係者の出席)

第3条 部会長は、必要があると認めるときは、部会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(代表幹事及び幹事)

第4条 専門分科会及び部会に代表幹事及び幹事を置く。

2 代表幹事及び幹事は、市職員のうちから分科会長が指名する。

3 代表幹事及び幹事は、専門分科会及び部会の所掌事務について委員及び臨時委員を補佐する。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、保健福祉局高齢福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月11日より施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月19日より施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月11日より施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月9日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月17日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月10日より施行する。

別表（第2条関係）

部会の所掌事務

1 企画・調査部会

- (1) 介護保険事業計画の点検及びそれに必要な調査の実施に関する事
- (2) 介護保険事業計画の策定に必要な調査の実施に関する事
- (3) 高齢者保健福祉計画の策定に必要な調査の実施に関する事
- (4) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の立ち上げ及び円滑な運営に関して必要な事

2 サービス研究会

介護サービスの質の向上に関する事

3 地域密着型サービス運営委員会

- (1) 地域密着型サービスの指定基準に関する事
- (2) 地域密着型サービスの指定、指定拒否及び指定取消に関する事
- (3) 地域密着型サービスの介護報酬に関する事
- (4) その他、地域密着型サービスの円滑な運営に関して必要と認められる事

神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会企画・調査部会 ワーキンググループ設置要綱

平成 27 年 5 月 28 日

企画・調査部会決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会運営要綱（平成 12 年 7 月 11 日決定）第 6 条の規定に基づき、神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会企画・調査部会ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の設置及び運営に関し必要な事項について定める。

(ワーキンググループ)

第 2 条 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けて必要な検討を行うため、企画・調査部会に、次のワーキンググループを設置する。

- (1) 総合事業サービスワーキンググループ 定数 10 名以内
- (2) ケアマネジメント検討ワーキンググループ 定数 10 名以内
- 2 第 1 項の各号に掲げるワーキンググループの所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 ワーキンググループに属すべき委員及び臨時委員は、部会長が指名する。
- 4 ワーキンググループに座長を置き、座長は、ワーキンググループに属する委員及び臨時委員の互選によって定める。
- 5 座長は、そのワーキンググループの会務を総理する。
- 6 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員及び臨時委員が、その職務を代理する。
- 7 ワーキンググループは、座長が招集する。
- 8 ワーキンググループは、ワーキンググループに属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。

(関係者の出席)

第 3 条 座長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループに関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 4 条 ワーキンググループの庶務は、保健福祉局高齢福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営等に関し必要な事項は、ワーキンググループが定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 29 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 10 日より施行する。

別表（第2条関係）

ワーキンググループの所掌事務

1 総合事業サービスワーキンググループ

- (1) 総合事業で実施するサービスの基準、単価、利用者負担等の検討に関すること
- (2) その他、総合事業の立ち上げ及び円滑な運営に関して必要と認められること

2 ケアマネジメント検討ワーキンググループ

- (1) 総合事業で実施する介護予防ケアマネジメントに必要なプロセス、アセスメントツール、様式等の検討に関すること
- (2) その他、総合事業で実施する介護予防ケアマネジメントに関して必要と認められること

令和4年度第2回総合事業サービスワーキンググループにおける主なご意見
(令和4年10月4日開催)

1. 通所サービスの利用者負担の見直しについて

内容：通所サービスの利用者負担の見直しについて、「短時間型デイサービス単価設定」「入浴加算設定」「1回あたり単価設定」の3つのパターンによる見直し案を提示した。

- ・他都市と比較してというが、神戸市の現状として、この先にどの程度全体の報酬を抑えていかなければいけないのかというところから説明してほしい。具体的に削減しなければいけない額を知りたい。
- ・提示された1回あたり単価設定の案で計算すると6割程度の減になる。他都市を見てもここまでの削減率はあまりない。そこまでやる必要があるのか。この方たちが全て要介護になっていくことを想定してもらわなければいけない。事業所はこの報酬ではこれまでどおりには頑張れなくなる
- (事務局) 1回あたり単価設定で示した案は、入浴なし・送迎なしの前提。240単位というのは他都市で導入している事例はある。
- ・既に送迎は包括報酬で減算されている。
- ・シル連のアンケートでは95%が送迎を実施している。
- (事務局) 介護度が軽度の方なので、必ずしも送迎することがその人にとってよいことなのか、といったところもある。
- ・神戸市のC型サービスは非常に重要な役割を果たすサービスだと思うが、このサイクルの中にあるべきものではないと思う。どちらかと言えば小さいサイクルの中に入るもの。送迎なしになるのであれば、短時間型デイサービス単価設定とC型では何の違いがあるのか。
- ・C型サービスの実施場所は、バスに乗って行かないといけないなどで、行くのをためらわれたりとかされる方は多いのではないかな。気軽に行けるという感じではないような印象がある。
- (事務局) C型サービスは、全市13ヶ所を実施。サービス全体で効果は出ているが、サービスが終了した後、本来であれば地域のつどいの場等に参加し、ご自身でフレイル予防・介護予防に取り組んでいただくところ、中々その受け皿がなかったり、受け皿に中々繋がらないという課題はある。
- (事務局) 今回のご意見を踏まえ、利用者が個々の状態に応じたサービスを選択して利用でき、事業者にとってもサービスが提供し続けられるよう、激変緩和措置の手法も視野に入れ、検討したい。